

1. 議事日程

〔令和7年第2回安芸高田市議会6月定例会第7日目〕

令和7年6月16日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
----	--------	----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

市長	藤本 悦志	副市長	杉安 明彦
教育長	猪掛 公詩	危機管理監	神田 正広
総務部長	新谷 洋子	総務部政策統括監	佐々木 満朗
企画部長	高下 正晴	市民部長	内藤 道也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井上 和志	産業部長	小櫻 静樹
建設部長	佐々木 宏	消防長	吉川 真治
教育次長	柳川 知昭	総務課長	玉井 郁生
財政課長	沖田 伸二	政策企画課長	黒田 貢一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局 長	高藤 誠	事務局 次長	國岡 浩祐
総務 係 長	日野 貴恵	主 事	實 村 峻
主 事	波多野 奈美		

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 石 飛 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、5番 小松議員、及び6番 南澤議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 石 飛 議 長 日程第2、先日に引き続き一般質問を行います。  
一般質問の順序は、通告順といたします。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
7番 山本議員。
- 山 本 議 員 おはようございます。  
本日は、身から出たさびと後でやゆされないように質問をしていきたいと、こういうように思います。  
通告どおり、順に沿ってやっていきたいと思っております。  
まず、最初に「開庁時間について」お伺いいたします。この3月に開庁時間は9時開庁を維持すると全員協議会で報告がありました。広島県内や中国地方の他の市町においても、9時開庁への傾向は、ごく一部を除き、ほとんど見られません。地域社会においても、そのような傾向は見られない、なぜ中国地方のトップを切ってされるのか理解できません。  
したがって、次の点について伺います。  
まず、1番目に、何の利点があって9時開庁なのか、よろしく願います。
- 石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 おはようございます。  
山本議員の御質問にお答えいたします。  
適切な労務管理による職員の働き方改革や開庁時間の変更により生まれた時間を有効に活用し、業務改善の時間として、今後の市民サービス向上に向けた取組の推進を図ることができると考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
山本議員。
- 山 本 議 員 何か利点らしいような話をされましたけど、そのことが市民にとっ

て何の利益があるのかお伺いします。

○山本議員 2番目行きます。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長

○藤本市長 お答えいたします。

今後、少子高齢化がますます加速をして、市職員も減少することが予想される中、少ない職員数で必要な行政サービスを維持していくために、これまでの業務の在り方を根本的に見直すとともに、職員の能力を最大限発揮できる職場環境を形成していくことが求められていると思っております。

開庁時間の短縮により生み出された時間を有効活用し、生産性を向上させていくとともに、既存事業の効率化によるコスト削減などを通じて、市民サービスがより一層向上していくことにつながると考えております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山本議員 今の答弁を聞かせてもらって、ああ、そうか、市民の人がそういう恩恵があるのかと、こういうふうに思えないのですけど。少子高齢化によって、何か言われたのですけど、ちょっと頭に入らなかったですけどね。

もうちょっと要約して、どこに市民の利益になるのかということ、今ではちょっと理解できなかったもので、要約して御説明してください。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 8時半から9時の間に来庁されても窓口が開いてないということで、これは直接的には市民の皆さんにとっては、その時間に来られた方にとっては不便になる、サービスレベルの低下ということにはなると思いません。

しかしながら、いろいろな調査をした結果、そういった時間を求められる方も少なかったという点、そして、今の状況で8時半から9時までの職員の動き方を見ているときに、しっかりとした準備、あるいはミーティング、その日の仕事に向けた解決等に有効に使っている。

そして、8時半から9時までに来られた市民の皆さんにとっては、それは帰ってくださいでなく、どうしても必要な場合であれば対応もできるという対応は取っておりますので、そういった観点からいっても、この30分を、今、9時に開庁時間をしておりますけども大きな影響はないのだろうという判断をさせていただき、この前の3月の全員協議会で当面の間は、こういった形でいくということの説明をさせていただきました。

ただ、そのときも申し上げましたけども、これが未来永劫ではなく、その後の状況をしっかりと見ながら、近隣市町の状況を見ながらという

ところもありますので、ただ、近隣市町もこの年内に9時になる市町もあるというふうに、この前の市長会議でも伺っておりますので、県内でもそういう動きも出てきておりますし、中国管内でも何か所かがまた9時を検討してるというか始めるということも聞いておりますので、世の中の流れもそういったところもあると思いますので、そういったところを総合的に今後見させてもらいながら、いつかの時点では、また検討するときは来るかなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員

○山 本 議 員 今、県内の近隣市町でそういった動きが始まったというふうに言われたのですが、この3月のデータで出された全国の実施されたり試行でやられたりする自治体は20というふうに、この間の説明会では20自治体だというふうに出されましたですね。それ安芸高田市を含めて21なんです。

この中で9時からやってるというのを中国地方で見ましたら、安来市が9時から5時まで、しかも、本庁、市民課、税務課だけがやっていると、このような資料ですね。

鳥取県の江府町いうところ、これは8時半から5時までを試行でやっている。ちょっとこれ理解できなかつたのですが、これも、うちの9時から5時までの開庁時間、閉庁時間との参考として、ここはこういうことやっているのだと、こういうふうに出されてますね。

私が言いたいのは、御存じないかもしれませんが、全国の自治体が土曜日を閉庁するということがあったんですね、土曜閉庁。これも民間企業も土曜やりよると、社会全体が土曜日を休みにしないとイケないと。

これはアメリカとの貿易交渉の中から出たというように聞いているんですけど、その土曜閉庁も全国で土曜日を休みにしてやっていかないといかんと、労働の在り方について社会を変えるんだと、こういうような風潮があったと。

今、9時から5時までやろうというような全国的な風潮、私はないと思うんです。しかも、そこにある税務署やなんかも8時半から、5時に閉庁、国の機関もそういう状態にあって、働き方改革というのは、ここ二、三年言われて、そういう考えが出てきているんですけど、これが進んで、9時開庁の5時閉庁いうのをやって、市民にひとつも利益がない思う。

来た人に聞くという話ですけど、当時、何で8時半を9時にするんかいうて聞いたら、利用者が少ないというのが理由やった。利用者が少なけりゃ減らすんかいうたら、じゃあ、12時から1時までの休憩も、利用者が少ないんだったらすぐやめりゃええじゃないか、こういうような話になる。やってくれ、やってくれ、小さな声があつて、自治体として応えてきたという経緯があるんですよ。

今、耳に入らんかもしれませんが、議会は9時開庁を認めたのかいうのがあるんですよ。これ、全然、条例事項でないので、首長判断で時間が決定される、議会の意向はひとつも反映されとらん。

市民から言うたら、議会はそれを認めとらんかと、こうなるんですね。それはやっぱり8時半から5時までというのが、社会通念上、そういう時間帯で全自治体がやってきとる。ただ、その中で、今、1,717自治体ぐらいになっとるらしいんですけど、そのうちの、本市を含めて21がやりよると。それが全国的な傾向というふうには見れん。

やっぱり、全国8時半から5時まで、開庁時間は。勤務時間は5時15分ですが、やっぱり元に戻すべきだと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 山本議員にお尋ねします。

次の質問でしょうか。

○山 本 議 員 市民に何の利益があるかという部分に関係してですね。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 おはようございます。

今、山本議員の質疑で開庁時間についてというテーマですけれども、先ほどおっしゃられましたように、3月21日の全員協議会で報告をさせていただき、そのときにも、そういう同じような議論があったというふうに思っております。

私のほうはそのように理解しておるんですけれども、そのときからまた数字を拾っていきますと、細かい数字になりますけど、20団体は今47団体に増えておるといふことと、先ほど市長も言いましたように、県内でも某町が、海田町って言ったんですかね。まだそこまでは名前がはっきり出てないんですが、県内でもその取組を始めようというところがあるやに聞いております。

どのように利点があるのかと、市民の利点だけ捉えると、それは8時半が9時になったということは、一つはマイナスだろうというのは分かります。分かりますけれども、この間取り組んできて支障がないという部分も把握してきておりますので、これは働き方改革であり、また、実質的な時短ではなくて、勤務時間は変わってないのですけれども、それを、これから各市町が取り組まれるであろうというのは予見できますので、そんなに市民の方に大きく不利益をもたらすような取組ではないというふうに今では思っておりますし、市民の皆さんも、ある程度、甘受するというか、お認めいただいている状況、取組ではないかなということと我々は理解して、このまま進めたいと思っております。

市長も先ほど申し上げましたように、このまま絶対に変えないのかということはありません。

やはり、市民の方が、どうもこれは不便ではないということが

大きな声として言われるようになれば、それはやっぱり考えていかなくてはいけない、全てのことについて、そうだろうと思いますので、今、利点というふうにおっしゃいましたけれども、これに的確に答える言葉がありませんけれども、今、申し上げた内容で御理解をいただけるのではないかとというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今、副市長は何を勘違いされているのでしょうか。

3月の全員協議会でこの資料を出して議論したい。議論なんかしておりませんよ。一方的に説明を聞いて、質疑があれば質疑をするだけだね、意見は言えんのですよ。議論にはならんじゃないですか。こういうふうにするけえ、しばらく、このままやりますよと言うだけだ。今の話を市民が聞いたら、市会議員聞いとるじゃないかと、議論をして認めとるじゃないかと、こういうような結論になりますよ。それはちょっとくらえてくださいよ。

私から言えば、この8時半が9時が変わって5時に終わるいうの、5時に終わるのはしょうがないと思う。それは5時に終わらにやいけん。8時半が9時が変わって、じゃあ、誰が我慢して、誰がその恩恵に被っているのかと言うたら、職員が恩恵を被って市民は我慢しとるという構図が、私は見えて当たり前じゃ思うんですよ、私はそがに見える。

市民が我慢して職員がその恩恵を被るような制度を、社会が、随時、そういうふうになってきよるんじゃけ、それまで様子を見ると。じゃあ、その間ずっと市民我慢せえと、こういうことを言われとるんで、そこらのところどういうふうにお考えなんですか。

2番の市民に何の利益があるのかいうところを聞かせていただきよりも、お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 山本議員さんのおっしゃる意見が市民の中にあるということも承知の上で、今回、いろんな調査をして一応の方向性を出したように私は思っております。

ですから、この流れとか思いが本当大きくなって、どうしても変えてくれという市民の皆さんの思いがこっちに上がってくれば、それはしっかりと対応していきたいなと思っておりますが、今のところ、客観的なデータを取らせていただいた中で、前市長のときからこれが始まったわけですが、そういったのを検証する中で、一応続けていこうという判断をさせていただいておりますので、これがどうしてもいけんと、市民の皆さんの中で困っているという大きな流れができますと、そのときはまたしっかりと意見を伺わせていただき、判断をしていきたいなと

思っております。

それが、先ほど来繰り返しております、この決定が未来永劫ではないということであります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 未来永劫ではないいうて言われるんですけど、今の市長の答弁を聞きよったら、大きな反対運動ができたなら考えますいうて回答されたようなものですよ。

そういうやり方を、なし崩しに、声が出てこにゃ、このままずるずるずるずるいこうと、こういう一番汚い行政のやり方、これ問題じゃ思う。

○石 飛 議 長 山本議員に忠告します。

言葉を気をつけて質問してください。

汚いやり方という言葉は、ちょっと質問の中にはふさわしくない言葉だと思います。気を付けて質問してください。

○山 本 議 員 はい、分かりました。

それでは、②番の市民への利益というのは、もうはっきり言って理解できるような回答でありませんでした。

いろいろ言わせてもらいましたが、③番も、今から移っていきたいと思うのですが、その考えはないかということは、今、様子を見させてくれと、こういう話だったのですね。

ここ、①②③を含めて、9時開庁の問題について意見を言わせていただきたいと思うのです。

それで、我々が今言われとるのは、議会はこの9時開庁を認めとらんかと、これなんですよ。異議がある人、市民の人から言えばですね。その場面というのは1回もない。異議を言うて、これやるべきじゃないと、一般質問以外しかないんですよ。

提案なんですけど、この8時半から5時という、今、うちが実施しているのは9時から5時なんですけど、この開庁時間を今度の9月に条例で提案していただきたい。そしたら議会の意向というのははっきりすると思う。そういう気はありませんか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 ③番目の質問でしょうか。②番ですか。

○山 本 議 員 今言ったように③番を答弁してもらったんで、①②③を含めて。

○杉安副市長 条例のことですね。まず、条例事項に適合するようなものかどうかというのは検討が必要だと思いますので、ここで即答はできかねます。

それと、先ほど言われました中の、じゃあ、議会は認めてないのということですよね。

○山 本 議 員 その場面はない。



○杉安副市長　ですから、議会は認めてないというのが議会の総意。今おっしゃられたような気がします。

続けますと、あのときに説明をして確かにいろいろ意見を聞かせていただきまして、最後には、この形を継続させていただきますというふうに報告を終わったと思います。

その後も、じゃあ、どうだったかといいますが、市民の方も特に、もう不便でやれんけん元に戻すべきだという声も大きく聞こえてきませんし、議会の方でもそれを取り上げて、例えば調査をする、委員会をするとかいうこともなかったように思いますので、私どもは、その後、これは報告で皆さん理解をしていただいたのだなというふうに今日まで思っておりますので、条例事項にするかどうかの即答は避けますけれども、そういう思いを執行部のほうは持っております。

認めていただいたという言葉が適切でなければ、その言葉も使わずに、特にそのときに報告はスムーズに終わったという理解をしております。

以上です。

○石飛議長　以上で答弁を終わります。

山本議員

○山本議員　議会では、あの報告があっただけで、それに対して質疑があればしただけで、認める認められんという決定的な場面というのは一つも過去ありませんよ。それだけは頭に入れてください。

条例、庁舎管理条例とか、それから職員の勤務時間条例とか、そこらへ挿入することは考えられると思うんです。

議会の態度を示すという意味じゃ、条例化してもらわにゃ、市民から見たら議会が認めとるんじゃないかと、こういうことになるということを入れて、9月の定例会に向けて、その結論を、我々の考えを表舞台に上げるために、9月の定例会に向けてどうするというのをやっていただきたいと思います。

しばらくの間、この状態で、9時開庁でいかしてくれと、その間、様子見よると、いつの時点がゴールになるのでしょうか。

○石飛議長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長　今の時点で何月何日というゴールを定めたものではありませんが、先ほど来言いますように市民の思いですので、そういったところがしっかりと伝わるようになる雰囲気は多分あると思います、この時点で。

そういったときに考えていきたいと思います。

以上です。

○石飛議長　以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山本議員　私が考えるのに、区切りがあるんですよ。

市長、去年7月に就任されました。その時点では、これは10月1日から

開庁時間を変えてじゃなど、こういうふうにしたんです。それは内部での調整、いろいろな意見を聞いてやらなにやいけんという、そういう姿勢があつて、ちょっとこのままでいくんじゃというように結論を言われたよつたような気がするんです。

次は1月1日やったですね。年が変わるときに、これは変えてかも分からん。もしかしたら今度は4月1日の年度変わりに変えてだろうというふうに思うてきたんじゃが、そのままずるずるきましたですね。

もう、変えるなら10月1日以外にないと思う。それを過ぎたら、もう変えるチャンスはないと思うんですよ。その間、しっかり考えていただいて、また後の中学校の統合と関連するのですが、この問題は、市民の理解を得るために、市長自らが地域へ出向いて行って、なぜ今やらんのか、こういうことを言われるべきじゃというふうに思います。

意見だけ言うて終わらせていきたいと思うのですが、中学校の問題もあるので、それらと併せて次の質問に入っていきたいと思います。

次に、「中学校統合について」、市長はこの3月に中学校統合を1校にすると発表されましたが、その間、市民や保護者、当事者である生徒と意見交換を行い、直接意見を聞いた中での市長の結論であると理解しております。

このことについて、次のとおり伺います。

市民の理解を得ることを目的に、市長自ら行う市民説明会を開催する必要があると思うが、その考えはありますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 中学校統合問題については、山本議員が御紹介いただいたような経緯をたどって、1校新築という案というか結論を出させていただきました。それが正式に教育委員会のほうで決定をなされ、素案が計画ということになっております。

この間、繰り返しになりますけど、対話集会で、地域の皆さん、あるいはPTAの皆さんの御意見をしっかりと受け止めさせていただいて結論を出したことになっております。

そして、市にとっても大きな決断ですので、当然、このことについては市民の皆さんに、また丁寧にお返しをしていく場を設定しようとは思ってございました。

現在、7月1日美土里町、7月2日向原町、7月8日高宮町、7月9日甲田町、7月10日八千代町、7月13日吉田町のクリスタルアージュで、計6回、この報告会をするように近々広報等をする予定でおります。

この対話集会全てを、こういった報告会で持っていくかというのはまた別として、今回のこの案件については大きな問題でありますので、しっかりと皆さんのほうに、また私の思いをお返ししたいということで6回ほど計画をさせていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 はい、安心しました。

聞いただけ聞いて、結論を出して、その結論はどうしてかという、その中身をやっぱり市民は知りたいと思うんです。安心しました。やられるようにしているので、よろしくお願いします。

このときに、先ほど言いました1番の開庁時間、これも市民にとっては大きな問題なんだ。声なき声がある。これも含めて、やっぱり開庁時間も議会で説明された、それ以上のものの考えを市民さんの理解を得るために話をさせていただきたいと思うのです。

さっき、1の質問のときに、次に中学校があるのでと言ったのはそこなんです。そこはどういうふうにお考えでしょうか。併せて言うていただきたいというのが私の希望です。

○石 飛 議 長 一問一答になっていますでしょうか。

質問が一区切り、1項目が終わって、それをまた重ねていくというのは、中学校統合だけの質問にとどめていただきたいと思うんですが。

○山 本 議 員 1の質問したときに、次の関連に進んでいって、次に行きますと言いましたので。

○石 飛 議 長 市長の方で、できれば答弁をお願いします。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど紹介した6回の対話集会は、当然、テーマは中学校統合に対する報告ということになっております。

しかしながら、その他とか、せっかくの機会なので、皆さんと他にありませんかというのは通常行っておりますので、その中で、その議題。ただ、来ておられる市民の皆さんが何人かにもよりますけども、その意見をもって、じゃあ、方向を変えるということはないことだけは申し添えておきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員に申し上げます。一問一答方式で、通告どおりに進めていただければと思います。

よろしくお願いします。

○山 本 議 員 明快な回答をいただきまして安心しました。

我々が理解する以前に、市民の人も理解をしてもらわなにかいけません。市長自らそういう場で言うていくというようなことを言われたので、安心しました、よろしくお願いします。

じゃあ、次に②に行きたいと思いますが、中学校廃校によって5校の跡地ができますが、それらの跡地については、開校準備と併せて有効利用を目指す必要があるかと思います。開校はもちろん大変な取組だと思

いますけど、跡地についても、廃校になって考えるのじゃなくて、閉校に向けて取り組んで、閉校になる地域、ここはこういうふうなことをやっていきたいんだというようなめどが立てられるぐらいに併せてやっていくべきじゃないかというふうに思います。

その辺で取組をどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

跡地利用については、小学校の跡地も含めて市民の皆さんにとってはとても関心の高い課題だと思っております。

山本議員のおっしゃるとおり、開校と同時に旧跡地の校舎がこのように活用できるということで同時スタートできるのが、それは理想だとは思っておりますけども、当然、それに向けてできるように、今後、準備委員会等でしっかりと開校に向けての準備も併せて、跡地利用のところの意見も、せっかく出ていただく市民の皆さんの委員会ですので、しっかりとその辺は議論しながら、活用案があれば、その方向に向けていきたいなとは思っております。

中学校統合によって開校する学校施設については、これまで閉校した小学校、これも民間提案制度として今募集をかけておりますけれども、同じく民間提案制度を活用するなどして、市長部局と教育部局がしっかりと連携をして、方向性を出していきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今、答弁いただいたのですが、その方向でしっかり進めていただいて、この間の組織改編で政策担当というのを設けられましたですね。そこらもフルに活用して、こういうものをやられたらというふうに思います。我々も夢のあるような、先が希望を持てるような取組にさせていただきたいと、このように思います。

次に行きたいと思えます。

「損害賠償請求に係る求償権の行使について」であります。このたび、同僚議員の名誉毀損事件について、裁判では、当時の市長が市長職として名誉毀損を行ったとし、市に損害賠償を支払う旨の判決が出ました。

当該事案は、どう見ても元市長個人が市に損害を与えたものであるというふうに思います。

市は、当該個人に国家賠償法による求償権の行使を行うべきと思いますが、その考えはありますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 お答えをいたします。  
この損害分請求の求償については、すべき、すべきでない、様々な意見があるということは承知をしております。  
しかしながら、現時点では求償権を行使する方向で顧問弁護士と検討を進めているところでございます。  
現時点では、そこしか申し上げることができません。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本議員 今の答弁で安心しました。  
その方向で、しっかり弁護士と協議しながら進めていただきたいと、このように思います。  
次に行きます。  
「市営住宅廃止に伴う跡地の利用について」お伺いします。  
来年3月末で廃止になる常友・甲田の市営住宅の跡地について、当該住宅が果たしてきた役割を、引き続き、その役割を担う跡地の利用を考えるべきと思いますが、次のことについてお伺いします。  
跡地利用についてのこれまでの取組と、今後の取組についてお伺いいたします。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えをいたします。  
甲田・常友の市営住宅については、おっしゃるように今年度末をもって用途廃止をする予定となっております。その後の跡地利用については、まだはっきりと決まっていないというのが現状です。今後、建物解体をどうするかも含めて跡地利用を検討したいと思っております。これも時間がないのでスピード感を持ってやっていきたいなと思っております。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本議員 今、その方向で進めていきたい、跡地利用を言われたんですけど、やっぱり何か、いつまでにとか、いつからとか、目標が目に見えるものが必要じゃろうと思うんです。  
今から跡地については、やるべきじゃ思うんですが、組織の問題もあるんで、来年4月からは取り組むいうか、今年ぐらいから政策担当も設けられたので、種まきぐらいはされたらいかかと思うんですけど、いかがでしょうか。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。

スピード感を持ってやるというか、そういったところになるのだろうと思います。

政策統括監も新たに新設しましたので、そこも含めて担当課と協議をしながら、時間を置ける問題ではないと思っておりますので、そこは対応していきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 この住宅というのは、甲田にとっても、吉田にとっても、地域への経済の影響というのは大きいし、それで小中の児童生徒の問題にも大きく貢献があると思うのです。

そういう意味では、スピード感を持ってやられるいうので、もう本年から種まきぐらいして、来年度はもう組織の中で具体的にできるようにやっていただきたい、具体的に表現できるように取り組んでいただきたいと思います。

じゃあ、その②③については今のところはやっていきたいということで、はっきりしたものはないというところで理解させていただきたいと思います。この質問は終わっていききたいというふうに思います。

次に甲立駅の有人による切符の販売についてですが、昨年8月に甲田町地域振興連合会より甲田町住民の署名をもって、まちの荒廃を危惧する内容で存続を希望する陳情がありました。それに応えられる形で9月定例会において予算化され、まちの活性化に向けた取組と理解をいたしました。しかし、今年の3月の新年度予算の審議において、3年後には当該予算を打ち切るという明言がありました。

よって、次のことについて考えを伺います。

甲立駅を中心とした、まちの活性化策を具体的にどのように考えておられるのか、お示し願いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

甲立駅を中心としたまちの活性化対策については、広島市、三次市と共に立ち上げたまちづくり交通協議会において、今、議論しております。三次から広島までの芸備線沿線の各駅を中心とした、まちづくりの現状把握と方向性の検討を、まさに現在行っているところです。

今年度中には、まちづくりのためのJR芸備線の在り方についての具体案がまとまり上がり、御説明できる状態になると思いますので、少しの間、お持ちをいただきたいと思います。

市の地域公共交通計画については、甲立駅が、市外から芸備線を利用してこられる人たちが市内各所に移動する際の交通結節点として位置づけており、市の公共交通網における重要な場所として必要な整備等を検

討していくつもりであります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 考えちゃおるんじゃないというふうに答弁してもらったような内容なんですけど、具体的に、市が考えがあって、協議会へ出て話をして、それを他市町その組織の中で、恐らくは、ああ、安芸高田市そこやんなさいやと言われるような形が一番いいんじゃないかと思うのですが、出ていってみて、話しを聞いて行って、そうですか、うちはほうじゃあいうて、おたくはどのような考えをしておられるのですか、何をされるのですかと言われて、今から考えてみますというようなことでは、町の中ではいいことにはならないと思う。

やっぱり積極的に出て行って、安芸高田市は駅を中心としたまちづくりについて、こういうことを取り組んどるんじゃないと、取り組もうと思う、そういう具体的な話があって、前に出るのじゃないかと思うのですが、そこら辺は、やっぱり協議会での協議の中で何かが出てきたら、それに合わせて安芸高田市が考えるんじゃないと、こういうようなスタンスでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 このまちづくり交通協議会も、ただ単に出席をして意見を伺って帰ってきているスタンスではありません。

担当課のほうがしっかりと市としての思いも伝えていきますし、これは当然整備する中では、3市町でしっかりと費用負担のところもありますし、JRとの話もありますので、そういったところもありますので、慎重に今議論をしているところです。

有人化のところの部分、いろいろ、そういった切符販売のほうをどうするのかということも、いろいろと具体的なものを話をしながら、近々、先ほどの繰り返しになりますけども、具体案がまとまりますので、その報告を楽しみにお待ちしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 楽しみにして待つようにということなんで、楽しみにして待ちたいと思います。

じゃあ、この項目は終わりますして、6の「大土川の河川改修について」お伺いします。

県の河川である甲田町の大土川は、旧町時代に河川改修を行うための用地取得や関係家屋の移転を済ませ、改修工事を残した状況で町は合併し、現在まで実施が止まっております。

以前、私が県の担当部署に問い合わせたところ、2018年災害の対応が終わってからとの返答がありました。その終了間際に新たに2021年の水害が発生し、さらに着手がされない状況になっています。

ところが、昨年度で2021年災害の復旧はほぼ完了とお伺いしました。よって障害になる理由はなくなったと思います。

改修工事が停止して20年以上が経過しており、この計画で、水害への恐怖を含め、生活環境の改善がなされることになっております。その計画の実施を待ち望んでいる地域もあります。

このことを踏まえ、市において強力に県へ実施を求めるべきと思いますが、その取組についてお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

広島県からは令和3年災での甚大な被害を受けた多治比川を河川改良復旧プロジェクト事業に位置づけ、予算と職員配置を集中的に行っていると聞いております。

市としても平成30年度に地元から早期工事实施の要望を受けており、2024年10月に広島県内陸部振興対策協議会を通じて、2025年度の主要事業施策に関する要望を広島県に強力に提出しております。

引き続き、事業継続箇所として広島県へ強く要望していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 先ほど言いましたような年度経過なんかもありまして、もう20年以上は準備をしてから経過している状況ですね。

吉田町の多治比川の災害は大変なことだったと思います。それを優先されにやいけんと思うんですけど、この大土川周辺も、21年の水害、18年の水害だったですか、堤防が切れまして、そこの改修の予定地が。大変な浸水があったりして、水害の被害も物すごいものがあったんです。無傷の状態でおれるかといったら、そうじゃないですね。

甲田町時代でそれが分かっている、ここまで取り組んだものが、今日まで延びてきている。こういうことなんで、市長も就任されて1年が経過しようとしよるんですけど、市長任期の間にめどを立てていただく。今、要望してるという話じゃなくて、いついつから取り組む予定だとぐらいまでめどを立てていただきたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 これは、当然、県の、相手がおることですので、私のほうが勝手にめどというのはできませんけども、そのめどが立てれるように県のほう



には粘り強く要望していきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今の答弁に期待して、この質問は終わっていきたいというふうに思っています。

ちょっと振り返るのですが、4番市営住宅、5番の甲立駅の有人化による。

○石 飛 議 長 山本議員にお願いいたします。

振り返りの一般質問というのはありませんので、じゃあ、続いて質問してください。

○山 本 議 員 4番と5番と6番については、甲田町の大きな問題なんです。吉田町も含んだりしてるのですが、他の町も、向原のほうも含んだりしとる質問もあるんですけど、これ全て甲田町にとっての大きな問題なんです。住宅がなくなる。甲立駅の有人販売も市の計画ではなくなる。大土川の河川改修もいつになるか分からん。大きな問題なんです、町にとっては。

そういうことがあるということで、この3つの問題を取り上げさせてもらったんです。旧町時代だったら、とっくにやっているのではないかと思うような中身でもあります。

要は、他の旧町のことも考えていかにやいけないのですが、やっぱり、こういった大きな問題があるんじゃないかと頭に入れて、今の答弁を実行に移していただきたいと、このように思います。

次に、最後に7番の「防火マップの作成について」御質問させていただきます。

私は16区という行政区におるのですが、自分が所属する地区の自主防災会において、過去に地域内の消火水利について、防災会の役員で地域内を歩いて確認を行いました。その際、河川や農業用水路や生活用水路などがありまして、消防水利は問題ないという結論を出した。

しかし、施設によっては河川や水路が防火用に利用できるか確証を持ってないような状況があります。要するに水位が下がってですね。

そういう点で、我々のところじゃなくて他の地域においても同様ではないかと思われるため、消防署は専門官でありますから、水利点検業務をされておりますので、全市の水利の状況を把握しながら危機管理課との連携で、防火水槽の設置や水利の改善などが必要な地域を記載した防火マップを作るか、それとも水利が十分なところはここだというものを示されて、その示しがいないところは水利が不十分というようなものを作ってもらって、自主防災会との連携によって、おたくの地域はこういうような状況にありますというところで、水利について地域が考えるようなことは提案ができませんかと、こういうことができんでしょうかという質問であります、よろしく申し上げます。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
現在、市内全域の防火水槽と消火栓を落とし込んだ消防水利台帳は作成をしてあります。消防署と消防団で共有をして火災時に対応しております。  
これが、いわゆる議員質問の防火マップと同様のものではないかなという認識をしておりますが、今のところ、これを新たな防火マップという形で作成するという思いまでには至っておりません。  
ただ、それぞれの地域特有の農業用水や生活用水は、時期によって有効な消防水利の選択肢の一つとして活用できるものですので、火災現場へ最先着が予想される地元分団と自主防災会で情報を共有して連携を図っていきたいと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
山本議員。
- 山 本 議 員 ですから、自主防災会へ地域の消防団が声掛けに来るということですか。
- 石 飛 議 長 再度、答弁を求めます。  
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 特に消防団から自主防災会へ話をしに行くというところまでは考えてはおりません。  
お互いが状況に応じて必要な情報を、その都度、その都度で共有していただければよろしいかと考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。  
山本議員。
- 山 本 議 員 私が考えるのは、自主防災会だけの能力では、消防水利が十分かどうかというのは分からないというのが結論。この間、やってみて、いいじゃないか、ああじゃないか、川があるけどって、うちのほうはええわのうと言って終わった。  
そうしたときに、どこか誰か指導してくれるところはないのだろうかというふうに思ったのです。  
自主防災会を作らせて、危機管理監、自主防災会を作ったら、行政指導の中で、こういうことを消防団のほうへお願いしてるので、そこを利用してやってくださいとか、消防署にも相談してください、消防署が指導しますからとか、そういうようなことにならないかなというのがあるんです。そこをお願いします。
- 石 飛 議 長 神田危機管理監。
- 神田危機管理監 まず、自主防災組織に主に求めているところは、自然災害における防

災対応が主でございまして、もちろん火災に対応してもらっても結構な  
のですけれども、火災の防火、水利がどこにあるかというところまで取  
り組んでいらっしゃる自主防災会がどの程度あるかは把握しておりませ  
ん。

その自主防災会が、地元の水利がどうなっているということが、お聞  
きになるようでしたら、危機管理監なり、消防団なり、あるいは消防本  
部なりにお問い合わせいただければありがたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 私らも、前、自主防災会を設立するのも危機管理監で指導の中でや  
られとる。そういったときに自分がやってみて、そういった問題に出く  
わしたので、行政指導のほうも考えられたらどうかと、こういうところ  
で提案したような、意見を言ったようなことで終わらせていただきたい  
と思います。今後の参考にさせていただきたいと思います。

これで質問を終わっていきたいというふうに思いますので。それでは  
どうもありがとうございました、よろしくお願ひします。終わります。

○石 飛 議 長 以上で山本議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため11時5分まで  
休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

3番、熊高議員。

○熊高慎二議員 3番、熊高慎二です。

それでは、質問通告に基づきまして、大枠4点、1つ目「学校教育につ  
いて」、2つ目「中学校跡地利用について」、3つ目は「森林資源を利用  
した堆肥化の取組について」、4つ目「避難所の環境について」質問を  
させていただきます。

これまでの一般質問で重なった部分もありますので、できるだけ考慮  
して質問させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず1点目、学校教育についてお伺いをいたします。

2024年3月に第4次安芸高田市教育振興基本計画が策定され、2025年3  
月には第3次安芸高田市教育大綱が改定をされております。

新たに教育長に就任された中で、基本的な考えをお伺いをいたしま  
す。

(1) 第4次安芸高田市教育振興基本計画で基本理念が示されておしま

すが、教育長の目指す教育方針についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

熊高慎二議員の質問にお答えをします。

第4次安芸高田市教育振興基本計画では、未来に生きる力を高める安芸高田教育の推進という基本理念の下、2つの基本目標が掲げられています。一つは子どもたちの生きる力を育む、もう一つは市民の生涯学習を促すということです。

このことを踏まえ、私としては子どもの学力をつける、生涯学習の充実、推進体制の整備の3点について重点的に意識をして取り組みたいと校長会等でも思いを伝えたところです。

まずは私自身、学校教育や社会教育の現場をしっかりと把握し、課題を認識するところから始めていきたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員

教育方針をお伺いいたしました。

基本計画がある中で、前教育長からも継続すべきところ多くあると思います。今思いを3点聞かせてもらいましたので、ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと期待をしております。

続いて(2)に移ります。

全国学力学習状況調査において、市の結果についての目標との差異、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

全国学力学習状況調査においては、2つの目標値を設定しております。1点目は、平均正答率60%以上の児童生徒の割合、2点目は正答率40%未満の児童生徒の割合、いずれも教科等によって異なる数値を設定しております。

2024年度の結果につきましては、1点目の平均正答率60%以上の児童生徒の割合というのは小学校の国語・算数、中学校の国語・数学とも目標値に届いておりません。

特に中学校の国語・数学は目標との差異が40%を超えているという状況です。

2点目の正答率40%未満の児童生徒の割合を前年度より下回るという目標については、中学校数学は達成できておりますが、中学校の国語について、目標との差異が14%と大きい状況です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員

答弁をいただきましたとおり、分析をしっかりとされているのだろうと思いますが、この分析から、どのように改善していくのかお伺いをい

たします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪掛教育長 ほとんどの数値、正答率ですけれども、目標値を下回っているという現状、また近年は全国平均、あるいは広島県平均を下回ることも多いという状況は看過できない状態だと思っております。

同時に、目標の設定方法についても再考の余地があるのではないかと  
いうふうに捉えております。

各学校での授業を始め、家庭学習の在り方など、現状をしっかりと把握  
するとともに学校長との意見交換もしながら改善策を検討していきたい  
というふうに考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高慎二議員 令和4年度の分析はインターネット上でも見ることはできたのですけ  
ども、今、その分析とか課題とか公表はされている状況でしょうか、お  
伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪掛教育長 まだ公表はされていないかと思えます。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高慎二議員 御答弁にもありましたとおり、ここ数年、過去のデータを見ても下位  
になっている状況が続いているというのが分かりました。

学力について令和5年12月の定例会では、科目の点数だけ見て学力と  
いう議論ではなくて、コミュニケーション能力や、自分で課題を見つけ  
課題解決に向けて取り組む力、これも学力と捉えることができると前教  
育長は答弁された議事録もあります。

時代の変化で、その考えも理解はできるのですけれども、私、やっぱり  
学力の底上げというのにも必要ではないかなと考えております。

そこで (3) にいきます。

学校に楽しく登校する一つ、勉強が分かる、できるといった要素も大  
きいと思えますし、個別最適な学びということで児童生徒に合わせた学  
習ができる方法というのは、タブレットの利用というのが私は一つの手  
段ではないかなと考えております。

(3) 学力向上のためには、タブレット端末を有効に使用した学習方  
法も必要と考えますが、学力向上について、今後の取組をお伺いいたし  
ます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪掛教育長 第4次安芸高田市教育振興基本計画では、柱とする政策の中に、主体

的な学びを促す教育活動の推進、ICT技術の効果的な活用というのを掲げております。

現在、学習支援ソフトの「タブドリLive!」あるいは「スタディサプリ」を導入して各校で活用しております。

国や県の方針もICT活用を推進しており、今後も積極的に活用していきたいと考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁は終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 そして学力向上には、併せて子どものやる気や意欲を上げることが大切ではないかと考えています。

クラスの環境、学校の環境によって、向上心が上がり、学力向上につながるということもあと思います。

そういった環境づくりに取り組んでいく必要があると思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 今、御指摘ありましたように、やはり子どもの学習できる環境というのは、非常に、ちゃんと授業が分かるか、それが身になるかということにおいて大切な要因であると思います。

学校訪問等で各小中学校も一通り回らせてはいただきました。やっぱり学校によって少し状況に違いがあるというのが肌で感じた感想でございます。しっかり集中をして授業が行われているか、そうでない場合に、じゃあ、何が原因でそうなっている、そこをしっかりと、やはり校長先生とも話をしながら、落ち着いた環境でしっかりと勉強し学力を作る、その理想に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 御答弁いただいたとおり、分析と改善とても必要だと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

(4)に移ります。

先日の市長記者会見で、第3期学校規模適正化推進計画について、今後の予定などの発表がありました。(4)中学校統合についての課題をお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 中学校統合については、生徒数の減少と学校の小規模化が進行する中において、生徒にとって、より望ましい教育環境を実現するため、推進計画を作成をしたところです。

統合中学校の開校に向けては保護者の一番の心配事であります通学条件の整備を始め、教育条件の整備、教育内容の充実、跡地の利活用など、

様々な課題があると認識をしております。

これら一つ一つを丁寧に議論し、関係者と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 過去の議事録を見させてもらおうと、平成24年第2回定例会で、前教育長、永井教育長が初めての御答弁の中で、市内の市小中学校においては、児童数大きく減少し、学校の小規模化が進んできていると答弁をされております。

当時は、まず小学校の統廃合が課題でありました。現在は中学校の統合に向けて動き出しております。市は小学校の統合を経験されておりますが、特に中学校は市内全体の課題になります。

今年2月には、有志同僚議員で宮崎県西都市へ中学校統合についてお話を伺ってまいりました。

その中で、中学校統合決定後、各種団体説明会では、令和3年4月13日から7月12日、その間に40回説明会を開催され、再編時の不安を解消するために努力をされている、そういったお話を聞かせていただきました。

市でもPTA総会などで不安解消などのために説明会されていると思いますけども、現在、説明会についての状況をお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 現在、第3期の適正化推進計画の策定に伴って説明会を実施をしてきております。

4月10日に教育委員会会議で計画を正式決定したわけですが、その後、それぞれ小学校、中学校、あるいは保育園、幼稚園の保護者会等の場に出向いて計画の内容を周知をしてきております。

この間、既に40数か所回らせていただきました。その中には地域振興会の会議であるとか、あるいは今後も含みますが各学校の運営協議会、そこら辺りで説明をさせていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 しっかりしていただいているという御答弁だったと思います。

引き続き、地域の皆さん心配事が多いものですから、説明のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

猪掛教育長には、次世代を担う子どもたちのために現場の声をしっかり聞いていただいて、保護者、地域一体となり、よりよい教育環境を作ってくださいように期待をしておりますし、地域の皆さんも期待する声が結構大きいので、ぜひ頑張ってくださいと思いますけど、この大枠の質問事項、最後に猪掛教育長の思いを聞かせてください。お願

いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪掛教育長 現状、置かれた状況、子どもたち、先ほどの学力調査のこともありましたけども、決して楽観できる状態にないということもあります。  
それから、学校全体も、やっぱり教育環境をしっかりと整備していく、その条件的な整備と、子どもたちの落ち着きを取り戻す、そういうことを両面でしっかりやっていきたいと思えます。

まず、現状をしっかりと把握をして、関係者であります校長先生始め、そことしっかり話をして、阻害要因となる、難しい要因となるものを一つずつ取り払っていくということが求められていると思えますので、しっかり取り組みたいというふうに思えます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高慎二議員 ぜひ期待しております。  
次の質問に移ります。

大枠2番目「中学校跡地利用について」お伺いをいたします。

2025年3月に中学校統合について、1校新設が示された中で、統合後には現在の6中学校が閉校になります。

中学校跡地、有効的な利用を考える必要がある中で、企業を誘致することは地域の活力にもつながる非常な有効な手段だと考えております。

今後の取組についてお伺いをいたします。(1)番、中学校の跡地利用についての方針をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

先ほど山本議員さんの質問にもありましたけれども、中学校の跡地利用については重要な検討項目の一つであります。

同時に公共施設等総合管理計画の方針に沿った総量削減も喫緊の課題等ととらまえております。

中学校統合によって閉校した学校について、現時点で市としてどのようにすると、このようにするという思惑は持っておりませんが、これまで閉校した小学校の利活用の取組と同様に、民間提案募集をするなりなどを市長部局と教育委員会としっかりと連携しながら、利活用に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高慎二議員 民間提案というお話も出ましたが、中学校の閉校というのは、やはり、先ほどもありましたけど、地域の皆さん寂しいという気持ちが大



きくあります。地域の思い出が詰まっている学校ということで、そこで地域の未来をしっかりと示すことが大切であると私も考えております。

校舎の活用策、これできるだけ議論することが必要だと思います。その中で、地域活性化、税収含めて、私は企業誘致がよいのではないかと考えています。

そこで(2)の質問に移ります。

中学校跡への企業誘致についての戦略をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

跡地への企業誘致については、地域の活性化、雇用など、様々な観点から効果があると考えております。

しかしながら、先ほどもありましたように、やっぱり中学校はなくなると、小学校がなくなると、地域は寂しいという思いをあるというのを重々承知しておる上の前提で、やはり地域振興会の御意向というのはしっかりと十分に聞いた上で、最善の跡地利用を検討していく必要があると思っております。

基本は地域の思い、振興会の思いを伺った上で、その上で企業誘致等も取り組めるようだったら、併せていくという形でいきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 地域の思いを大切にという御答弁いただきました。

中学校跡地へ企業誘致するには、財産の管轄とか、譲渡する金額の決定、様々な手続が考えられると思います。特に金額の決定には不動産鑑定など時間と費用がかかってしまうのではないかと思っています。

耐用年数や解体費用を考えると、無償になるのではないかと推測はいたしますが、また国庫補助を受けた学校施設の財産処分について、文部科学省も無償による財産処分の場合、補助金の国庫納付金を不要という例もあるようでございます。

迅速な手続のために、中学校特例で無償にするという方法もあると思っておりますけども、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

熊高議員がおっしゃるとおり、いろんな形があると思います。

適化法の免除というのものもあるのだらうと思いますので、そういったところは、市にとってしっかりと情報を取って検討して、補助金返還なんかはないようにはしなくてはいけないので、その辺は慎重にやりながら、

そして言われるようにスピード感を持ってやらんと、企業のほうも思いがあっても逃げていくということもあると思いますので、その辺はしっかりと地域の皆さんの思いを聞いた上で、企業誘致にいくのであれば、そういった方向でいきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 先ほど山本議員の質問にもありましたけども、もう1点、中学校跡地活用には様々な関係部署を含めた検討が必要だと私も思っております。

そこで、4月から新設された総務部政策統括監の役割は大きいと思っております。中学校跡地の活用の企業誘致についても部局間の調整をしていただきまして、戦略的な政策を実現していただきたいと思いますが、市長のお考えをお願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

政策統括監を創設したのは、縦割りではなく横断的にスピード感を持って対応するというのが最も大きな理由でございますので、そういったところはしっかりとこの中学校の跡地利用も小学校の跡地利用も含めて、この統括監がしっかりと力が発揮できるような環境で臨んでいきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 部署がまだできて2か月半ということですけども、先日の予算決算常任委員会でも、総務部政策統括監から活動内容の説明がございました。

しっかり部局間の調整のため横串を通していただきたいと思っておりますけども、総務部政策統括監、やりますという御決意を、ぜひ、御答弁いただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

佐々木総務部政策統括監。

○佐々木総務部政策統括監 与えられた仕事につきましては、しっかりと前向きに全力投球していきたいというふうに思っております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 熱い御答弁いただきましたので、今後も注目させていただきたいと思っております。

(3)に移ります。地域の声を聞いてということでしたけれども、企業誘致の場合、企業誘致への今後の検討スケジュールについてお伺いをいたします。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
繰り返しになりますけども、まずは地域の意向を伺うというところから入りたいと思っております。  
その後、それを調査するということが必要と思いますので、その中で企業誘致に適した土地が、5つの校舎ができますけども、それが跡地であるようであれば企業誘致を進めていきたいと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 統合へ向けてと、活用策と並行して行うことは、先ほどもありましたが、私も大変なことだと思いますけども、5年後、速やかに活用できるように情報収集、企業誘致など、民間提案制度を活用しながら進めていただくように期待をして、次の質問に移ります。  
3番目「森林資源を利用した堆肥化の取組について」お伺いをいたします。  
剪定枝や落ち葉などの処理方法について、焼却処分やごみとして出している現状があると思います。処分していた剪定枝や落ち葉を収集し堆肥にすることで、森林資源として生かしていく必要があると考えておりますが、市としての取組をお伺いいたします。  
(1) 番、剪定枝や落ち葉の処分についての市の現状をお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
御家庭から出るごみとして出されたものについては、芸北広域きれいセンターで燃えるごみとして焼却処理を行っております。  
道路の除草作業等で大量に発生するものについては、芸北広域きれいセンターでの処理が困難なため、肥料等にリサイクルをされている北広島町の資源化施設に持ち込んでいただくようお願いをしている状況です。  
その他、各家庭で堆肥として活用されている事例もあると認識をしております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 ごみに出すとか、家庭で落ち葉とか燃やす方もいらっしゃると思いますが、焼却の場合、火災の危険とか、煙、臭いなど、悪影響も考えられますし、ごみに出すと、そこで終わってしまうということもあります。

落ち葉は自然の恵みであったり、森林資源として捉えて活用できるのではないかと考えて、(2)の質問をさせていただきます。

剪定枝や落ち葉などを利用して堆肥製造を取り組む考えがあるのか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

堆肥の製造販売については、御存じだと思いますけども届出が必要となります。本市の中で届出を行っている施設が4施設あります。それぞれ何を副資材として、どのような成分を保有した堆肥か登録をされております。その中で、落ち葉や剪定枝を活用した堆肥製造の届出を行っている施設は今のところありません。

しかし、資源の有効活用を図る観点から、落ち葉等を活用し、個人的に活用されることを推奨していかなければと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 少しは考えていただけるというような答弁だったと思います。落ち葉を集める作業というのは、高齢者の方や障害をお持ちの方、子どもたちなど、地域でできる作業にもなります。

また、ボランティアでは続かないので、1袋幾らかの値段で買い取ることによって継続的な活用にもなるのではないかと考えています。例えば、郡山城や土師ダムの清掃、林道の清掃など、里山の景観保全にもつながるのではないかと考えております。

他の自治体の事例としては、栃木県の茂木町では専用のリサイクルセンターをつくり、落ち葉堆肥をブランド化して土づくりがされております。埼玉県では、武蔵野の落ち葉堆肥農法が世界農業遺産にもなっております。

剪定枝は、地元の安芸高田市シルバー人材センターさんが、第39号の広報でも剪定枝を利用したチップ堆肥を独自でもされていると紹介をされておりました。

安芸高田市でも里山を生かしたまちづくりになるのではないかと考えておりますが、剪定枝や落ち葉を利用した堆肥づくりについて繰り返しますけども、こういった活用方法があるということで、再度、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 剪定枝、落ち葉等の再利用化というところでございますけども、現在、現行ある4施設、あるいは、今度、先日も全員協議会のほうで御説明しましたきれいセンターの広域化というところもあります。

そういった中で、そういった情報もしっかりと議論しながら、打てる手段があればやっていきたいなどは思いますけども、現行すぐに取り組むというところまで返事はいたしかねますけども、そういった思いは持っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 私も、またしっかり勉強して御提案できるように、またさせていただきたいと思います。

では、4番目に移ります。

「避難所の環境について」お伺いをいたします。これ先週の一般質問1日目、山根議員ともちょっとかぶるところがあるんですけども質問させていただきます。

先週梅雨入りをして、市においても大雨による水害を懸念する時期になりました。近年災害が甚大化しており、災害による避難は長期化する傾向にあります。市においても2021年の水害では、最大で17日間、避難所を開設しました。他市町においては、2次避難や仮設住宅の建設などで避難期間が数か月と長期化した例もあります。

これらに備え、避難所の環境改善のために、令和6年12月13日に自治体向け避難所に関する取組指針、ガイドラインが改定されていますが、市の避難所の環境はどのような現状なのか、お伺いをいたします。

(1) 高齢者や乳児、子どもたちにおいて、宿泊施設の確保など、それぞれ特別に対策されているのがあるかお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

避難所において配慮が必要な高齢者あるいは乳幼児がいる世帯に対しては、避難所で安心して過ごしていただくことができるスペースに移動してもらおう対応や、間仕切りによる世帯ごとのエリアを設置するなどの生活空間の確保対策を行っております。

避難生活が長期にわたる場合は、避難所設置運営マニュアルに基づき、利用可能な公営住宅などのあっせんや宿泊施設等への移動を検討してまいります。

また、2024年12月には広島農業協同組合と吉田町内の土砂災害警戒区域にある保育所等の避難場所利用についての協定を締結しているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 特に持病をお持ちの方や、乳幼児を連れている家族、とても大変だと

思いますので、引き続き御対応いただきたいと、このように思います。  
続いて(2)番に移ります。

ペットの同行避難についてお伺いします。市の防災情報の中で、ペット同行避難についてまとめられております。資料では受入れ可能な避難所、受入れ条件、人とペットの居住区を区分し、同一の空間で居住することはできないなど説明がされていて分かりやすいものでございました。

そこで、(2)番、市ではペットとの同行避難についての対策をされておりますが、課題についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

避難所となる各町の文化センターには、ペットスペースを確保できるように対策を講じております。

ペット同行避難にはふん尿や臭い、毛の飛散などの衛生問題があるほか、避難所の避難者の中には動物が苦手な人や、動物に対するアレルギーのある人がいる可能性も十分にあります。また、鳴き声がうるさいなどで、避難者との間でトラブルにつながるおそれもあると思っております。

トラブルになるのを避け、やむを得ず車中で避難をする方、自宅にとどまる方も想定をされますので、また全てのペットオーナーを受け入れるには、また設備と人員が十分でないということも課題としてはあります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 過去避難された方の中で、実際ペットを連れてこられた方はいらっしゃいますでしょうか、お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 ペットをお連れてになって避難された方はございます。

ごめんなさい、今、ここでその人数がどれぐらいかは、今、お答えすることができません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 1日目、一般質問、山根議員とのやり取りの中で、市長もペットおむつが必要というのもあったりするよという答弁をいただいておりますけれども、この機会に、受入れ条件について、ここで紹介をさせていただきたいと思います。

飼い主がゲージやリードを用意していること、餌や水などを用意して

おり、餌やりやふん尿の始末は飼い主自身で行えること、基本的なしつけができていないこと、犬においては狂犬病予防注射済票が確認できていることと、同行避難の情報には書いてあります。こちらで間違いないでしょうか。

続いて(3)に移ります。

個人のプライバシーの保護のため、間仕切りやテントなど用意されておりますが、上記ガイドライン、先ほどお伝えしたガイドラインが改定された中で市の準備状況についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えをいたします。

現状、ワンタッチパーティションは218セットでございます。段ボール間仕切りは110セット、1組4部屋の組立パーティションは56セットを備えております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員

こちらはガイドラインが改定されて変わったというわけではなく、今までの準備状況という認識でよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長

神田危機管理監。

○神田危機管理監

はい、そのとおりでございます。

○石 飛 議 長

答弁は終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員

続いて(4)に移ります。

段ボールベッドや簡易トイレ、女性用生理用品、入浴など、体調管理に役立つものの準備状況についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えをいたします。

現状、段ボールベッドは55セット、簡易トイレ65基、携帯トイレは467個、生理用品は2,952枚を備えております。

なお、入浴は指定避難所に施設がないため、ボディーシートやタオルで対応していただくこととなります。

以上です。

○石 飛 議 長

以上、答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員

入浴については、財政状況とか、被害状況にもよると思いますけども、ガイドラインが改定された中で、準備状況、スフィア基準、お話もありましたけども、近づけていただきたいと思います。

今後の準備について、新田議員、山根議員の中で、一般質問の中で、

市の災害予測、財政状況を見ながらという御答弁でございました。

スフィア基準に少しでも近づけていただけるという認識なのかどうかお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 これから国や県から、指導なり、助言なり、あるいは財政的支援なりがあるものと思います。

まだ詳しいところの指導とかございませんので、それらに従ってスフィア基準に近づいていくものと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 ぜひ、よろしくお願いいいたします。

続いて(5)番、(4)の対応、段ボールベッド等、何人分を想定されているのかお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

平成30年7月豪雨や、令和3年8月豪雨の避難状況から、市内全域で最大1,200人の避難を想定をし、先ほど答弁しました段ボールベッドのほか、生活必需品等の物資、食料を備えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 大枠4番目のこの質問は、市民の皆さんへ災害への備えという思いで市の準備状況について御質問させていただきました。

今回、令和3年8月11日からの大雨による災害記録も、私、読ませていただく中で、過去の経験を生かしながら、しっかり準備をしていただく、そして、また、その検証をしながら、次の災害に備えるというサイクルが大切だと改めて感じました。

私も猫を3匹飼っていますが、ペット同行避難についてはしっかりと家族で話し合う必要があるなど、そのように感じました。ペットの同行避難について情報を得るには、ピンポイントで検索をするか、ホームページ、防災情報から探す必要があるので、分かりやすい発信を心がけていただくとともに、私たちもしっかりと情報収集するということが大切だと感じております。

毎年、市の広報紙には、6月には災害関連の情報が掲載をされております。今後も充実を図りながら、しっかりと伝えていただきたいと思っておりますけれども、情報発信と情報収集について、市長はどのようにお考えかお願いいいたします。



- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えします。  
その前に、先ほど令和30年7月豪雨と思わず言ってしまうと思っています。平成30年7月豪雨や、令和3年8月豪雨の避難状況からということで訂正をお願いしたいと思います。  
それでは質問にお答えします。  
周知の方法ですけれども、定例化した広報紙での皆さんへの周知、定例化すると、逆に言うと見落とす可能性もありますので、不意を突いたときに、また意識づけをするという方法もあると思いますし、公式LINEとか、いろいろ、今、媒体が増えていますので、そういったものを適宜利用しながら、市民の皆さんには的確な情報等を発信するように心がけていきたいと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 情報発信という中で、市のホームページのお知らせ、こちら6月10日に防災関連情報、避難所開設、混雑情報の配信方法についてと、防災監視カメラのリンク先を変更しますというお知らせがございました。  
こちら4月の運用ということでしたけども、市の広報紙には、2025年4月号、行政情報には記載はありますが、ホームページのお知らせは6月10日になった理由というのは、6月10日が初めてのお知らせだったんでしょうか、お伺いをいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 そういった媒体でのお知らせは、それが初めてだったと思います。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 ちょうど大雨の時期ということで、目に留まるという意味では、この時期でもよかったのかなと思いますけども、4月から変わったということで、地震とかもありますし、適切な情報発信していただきたいと思っております。  
終わりに、大規模な災害になると、担当職員さんも被害に遭いながら災害対応になると思います。災害が起きた場合は、市民みんなで助け合う気持ちを忘れずに行動していくことが大切だと思いますが、市長のお考えをお願いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 災害については、雨に関しては、今、予知能力といえますか、予知

のシステムがかなり進んでいますので、ある程度、皆さんもこの頃には降るのだろうなというのが見当がつく世の中になっていると思います。

市の職員もそういった情報を見ながら、この頃にはそういう心づもりを、常にしておかななくてはいけないのですが、大雨のときにはそうするとか、そういったいろんな情報を取りながら、常に、危機意識、対応できる感覚を身につけていく必要があると思っておりますので、このことに関してはいろんな場面を通じて市役所の中でも浸透していきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 ぜひ、安全安心のために御対応よろしくお願ひいたします。

今年大きな災害の被害がないように祈り、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で熊高議員の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 佐々木議員。

○佐々木議員 2番、佐々木智之です。

通告に基づき、大枠2点、質問させていただきます。

1つ目「口腔衛生について」です。

口腔の健康、歯の健康のことについてお聞きします。

平成元年、1989年に8020運動が始まりました。これは80歳のときに20本の歯を維持しようという運動です。

平成の初めに7%ほどであった8020達成者は、平成28年、2016年歯科疾患実態調査では51%を超えるほどになりました。

取組の結果が出ているという判断ができ、日々の口腔ケアの意識が重要であることが分かります。

しかしながら、口腔衛生については、多くの人は予防を実施したほうがよいということが頭で分かっているにもかかわらず、実際、行動に移している人は多くないようです。

もちろん、体質によって違いはありますが、分かっているにもかかわらず行動できない背景として認知バイアスの影響があるようです。

また、歯並びやかみ合わせは運動能力に影響を与え、競技力が向上すると言われていています。歯並び、かみ合わせに問題があると、顎や頭の位置が不安定になり、それを安定させるために、頭頸部の筋肉がとても緊張し、肩こりや首の凝りにつながります。それと、体全体の筋肉緊張のバランスが崩れ、安定した姿勢調整が困難となり、結果、運動能力が低下してしまうということになります。

歯並びや虫歯、歯周病によって歯を失うことで、隣の歯が少しずつ移動、傾いていきます。

また、これは永久歯だけでなく乳歯も同じで、乳歯だからといって虫

歯を放置すると、生え変わりの歯に影響を与え、歯列が乱れる原因となります。

これらを踏まえ、以下について質問させていただきます。

①本市における歯科疾患実態調査の状況を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

歯科疾患の実態については、妊産婦検診、幼児健診、節目年齢の歯科検診において把握をしております。

2023年度のデータになりますけれども、妊産婦検診で虫歯のない方の割合が40.8%、1歳6か月健診で虫歯のないお子様は99.1%、3歳児健診においては90.3%となっております。

また、節目年齢の歯科検診において、精密検査が必要な人は69.8%、そのうち歯周病の治療が必要な方は19.2%、虫歯の治療が必要な人は32.8%となっております。

80歳で20本以上の自分の歯がある人の割合が56.7%、2022年度の県の実態調査結果53.8%を上回っておる状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 実態調査の状況でしたけれども、乳幼児に関しては非常に、う蝕がない、虫歯がない人の割合は高かったですけれども、やはり、節目年齢になってくると少し状況が悪化しているのかなというところは個人的に思うところです。

②番の質問に移ります。

本市において、現在取り組まれている口腔ケアに関する事務事業を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

口腔ケアについては、安芸高田市歯科医師会の御協力をいただき、様々な事業を行っております。

小さいお子様に対しては、育児相談会や、1歳半健診あるいは3歳児健診、または公立保育所の全年齢、小中学校の全学年において歯科検診を実施をしているほか、中学校での歯科保健教室においては、歯科医師、歯科衛生士、保健師が出向いて、口腔ケアの方法やブラッシング指導などを行っております。

大人に対しては、節目年齢を対象とした歯科検診への助成を行い、検診結果で要治療となった方の治療に結びつけをしております。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 先ほど御答弁いただいた内容の事務事業に関してなのですが、医師会の方との協力をもって、検診、要は診察、診るといふところのアプローチに対してはできていると思うのですが、大事なものは習慣化させることなのじゃないかなというふうに考えています。  
その辺りの事務事業に関して考えがあるか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 お口の健康を維持するためには、一時的な事業ではなかなか効果が出ません。継続的な取組の中で、徐々に成果が出るものというふうに考えております。  
安芸高田市歯科衛生連絡協議会というのがあるのですが、こちらの中では、毎年、6月と11月虫歯予防デー、それから、いい歯の日にかけて、図画ポスターの募集であったり、8020表彰、3歳健診の虫歯のない親子の表彰や、歯科講演会など、関連イベントを実施しております。  
しっかり啓発して、今年の6月にも特集記事を広報あきたかたのほうに掲載しております、歯科検診の呼びかけを行っております。  
しっかり啓発しまして、特に若い方の歯科検診受診率の向上を図っていきたいというふうに考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 自分子どもも、いい歯の表彰式に参加させてもらったのですが、そのときが確か3組だったかなと思うのです。だから、周知ができきれてないのかなというのがありますが、やっぱり、その表彰というところでプラスに働くところをしっかりと発信してもらいたいというふうに考えております。  
併せて、やっぱり人の行動を促すといったときに、今、研究のほうでも、学問のほうでもなっていますけども、行動経済学というものがありまして、リチャードセイラーが提案しているナッジという理論などが応用できるんじゃないかなというふうに考えています。  
それも踏まえて、次の質問に移ります。  
③過去の事務事業と現在の事務事業を比較しての変化を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 事務事業の変化で申しますと、妊産婦検診については、以前は妊婦のみの検診でしたけども、期間を限定すると体調面から受診機会を逃がすことがあるため、2021年度からは、産後1年間まで受診できる期間を延長し、実施をしております。節目年齢の歯科検診については、以前は

40歳から80歳の10歳刻みの方を対象としておりましたけども、若い世代の歯科疾患予防の重要性の観点から、昨年度から20歳と30歳を追加しております。

なお、健康あきたかた計画の2016年と2022年の調査結果を比較すると、妊婦歯科検診の受診率、歯周疾患検診の受診率、中学1年時での虫歯のない子の割合など、数値的にも大幅な改善が見られております。

お口の健康を維持するためには、年齢問わず、継続的なケアが重要となります。これからも事業効果を検証しながら歯科保健事業を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 広報のほうでも、節目年齢の話が追加となっているということもありましたけども、広報にも書いてありましたが、受診率はまだいまだに低い状況というところで書いてありました。

そういったところの低い状況だから診てもらったほうがいいよという啓発ももちろんですし、実際、受診料が幾らかかっているところから、この定期検診無料の受診券を送付しますといったところで、先ほど言った行動経済学の中でも、そこのメリットが大きいように伝えられるほうが受診率が高まるのじゃないかなというふうに考えたりもします。

また次の質問に移ります。

将来的にも、トヨタの保険組合等々が独自で調査した結果では、65歳以降の医療費が15万円ぐらいの平均で下がる。

その下がる理由が、歯科検診を定期的いきちんに行っていた人たちというふうな結果も出ておまして、定期的に歯科検診を行うことで、もちろん若い人たちにアプローチすることも大切なんですけども、将来的な医療費の削減にもつながるのじゃないかなというふうに考えるのですけども、市の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

歯の健康、口腔ケアは生活習慣病と密接に関係してあると言われております。本市でも、疾病予防やフレイル予防の観点から、歯科の健康づくりを推進をしているところです。

現在、市内の歯科医師の先生や組織の代表者から成る安芸高田市歯科衛生連絡協議会と連携をしまして、3歳児健診での虫歯のない親子と80歳以上で自分の歯が20本以上ある方を表彰、8020表彰ですね。先ほど佐々木議員のお子様も、お母様も受賞されたということでしたけども、歯科保険に係る研修会を実施しております。

歯周病は歯を失うだけでなく、認知症や糖尿病、脳血管疾患の原因に

もなると言われております。特定保健指導や介護予防事業の教室の中でも、お口の健康と疾病、フレイルとの関係について啓発をしており、意識を変えていくことで医療費の負担軽減にもつながるものと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。

先ほどの答弁にもありましたとおり、歯周病等が糖尿病の原因になったり、逆に糖尿病の方は歯周病が悪化しやすかったりという、悪いほうのスパイラルに陥りやすいというところで、口腔ケアというところは今後もさらに重要になっていくと思うんですけども、今現在では8020運動の次に、2040年を目標にして、生涯28という目標を掲げているようです。

今後、さらに歯の健康・口腔衛生について向上させる取組を行う予定がないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

歯の健康を維持していくためには、若いうちから口腔衛生に関する正しい知識と生活習慣を身につけ、定期的な検診と早期の治療を行うことが重要となると思っております。

今後の取組としては、昨年度から開始をしました20歳30歳の節目検診の受診勧奨に力を入れ、将来の生活習慣病の予防を見据えて事業を推進していきたいと思っております。

併せて、これまで取り組んでいる事業の効果を検証しながら、今後も引き続き歯科医師会または歯科衛生連絡協議会と連携をして、歯の健康、口腔衛生の向上に向けた普及啓発に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 安芸高田市に住まわれている方で、20代から以降、就職とか学業で市外を離れる方もいらっしゃると思うので、その方々にもアプローチできるような広報、習慣化できるような取組というところを期待したいと思えます。

大卒2点目に移ります。

○石 飛 議 長 佐々木議員に申し上げます。

質問の途中ではございますが、ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開



- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
午前中に引き続き、佐々木議員の一般質問をお願いいたします。
2番 佐々木議員。
- 佐々木議員 大枠2点目に移ります。「関係人口創出について」お伺いします。
今回の一般質問でも同僚議員からもありましたように、関係人口の創出を狙いに、二地域居住、二拠点居住という言葉が多く聞かれるようになってきました。
国は、2024年、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律を施行しました。移動人口の転出超過が続く地方圏への新たな人の流れを創出することが主な目的として、市町村は空き家の改修、シェアハウスやテレワーク用の共同オフィスの立ち上げなどの環境整備を行い、特に子育て世帯への誘致につなげる狙いがあります。全国的にアプローチをしていく自治体が少しずつ増えています。
これを踏まえ、以下の質問を伺います。①本市は二地域居住の促進に関する計画、特定居住促進計画を策定可能となっておりますが、現状をお伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
現在のところ、二地域居住の促進に関する計画については策定をしていないという状況です。
しかし、本市の地域的特性を考えると二地域居住の促進に適した地域であるように思われますし、今年度策定する総合計画においても、関係人口の増加に向けた施策を位置づける方向となっております。
これから関係人口増加に向けた施策を検討する中で、当該計画の策定も選択肢の一つになると考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 選択肢の一つということで、今後もしっかりと検討を重ねていってほしい内容のメニューかなと思うんですけども、県内では先進して庄原市のほうが計画を出しているような形なんですけども、前回の金曜日の答弁にもありましたように、庄原市に担当者がヒアリングに伺うというような答弁もありました。
自分の方は県庁の方に確認をさせていただいて、市町行財政課というところで、現在、都道府県が設定する広域的地域活性化基盤整備計画というものを作成中だそうです。それに併せて、市町村が特定居住促進計画というものを定めることができるというふうになっているのですけど

も、庄原市は既に、もう計画のほうを策定しておりまして、これは確認すると、先行して市町村のほうが作成をすることも可能だというふうな回答をいただいております。

ですので、安芸高田市として、しっかりと進めていきたい内容であれば先行して行うことも可能というふうになっているのですが、改めて、今後どういうふうに取り組まれるかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほど紹介いただいたように、先日もお答えしたように、庄原市のほうのヒアリングを担当課の方で完了しております。

そして、状況的にも先ほど紹介いただいたように、県のほうが対応ができてないという状況で止まっているということも把握しておりますので、総合計画のほうの進捗も併せながら担当課のほうでしっかりと方向性については図っていくと思っておりますし、図っていかなくてはいけないなと思っております。

以上です。

少し時間が必要かとは思いますが。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 今後の取組というところで図っていく必要があるというのは理解しました。

併せてなんですけれども、これ県内に限らず、全国各地でこういった計画が策定されていく中で、安芸高田市として、具体的にどのような対象の方々に、どのような目的で居住してもらおうかというところの、いわゆる目標というか、まずゴールですね。どういうふうに、この二地域居住の計画を立てていくかというところが適切に設定されないと無駄な取組になるんじゃないかなというふうに懸念しております。

総合計画のほうで策定する内容と絡めていくということだったのですが、この二地域居住の在り方について、市としてどのように具体的なゴールを設定されるかというところで、今、現状あれば教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この二地域居住の関係ということでいきますと、やはり、進めやすさということでいきますと、近隣の大都市に向けてターゲットを絞るべきかなというふうに考えています。具体的には広島市といったところになるんだろうと思うのですが、二地域居住が現実的に可能な範囲で、休みの日はこちらとか、そういうふうな形の行き来がある程度できる範囲というのがいいのかなというふうに思っております。

もう一つ、この計画を作るに当たって、ただ単に、例えばコワーキングスペースですとか、交流スペースを作るということだけでは駄目な立てつけになっております。

その周辺の地域の方が、その交流施設を使って都市部から来られる方との交流をつくっていくというふうな合意が地域できているというふうなことが要件になっておりますので、これは市域全体を設定するというよりも、その特定の地域を設定するというふうな、そういう性格もあるようです。

ですので、地域の皆さんの中で、こういう取組にしっかりと取り組んでいこうというふうなところがあること、それと、その地域の皆さんとも、どの辺りの人に来てもらえばいいだろうかとか、自分たちがどう動けるだろうかとか、そういうことの議論も必要なだろうというふうに思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 答弁いただいた中で、地域のほうの条件というか、設定というところが必要というところは自分も理解してまして、安芸高田市、今現在住んでおられる方、いきなり二地域居住ということで誰か分からない人たちが来るというふうになると、どうしてもコミュニティの関係であったり、コミュニケーションや習慣だったりとか、暮らし方というところで支障が出たりとか、また問題になったりするケースもあると思うので、もちろん地域内でのコンセンサスを取っていったりとか、理解が必要だなというところは自分も考えるところです。

併せて、先ほどの答弁にもあったように、近いところ、近隣の大都市というところで広島市を挙げられていましたけれども、個人的にはもう全国に向けて発信するような取組なのかなというふうには考えておまして、一つの理由としては、今後予想される災害とかで、広域的な避難も含めて考えていかないといけない時代なのじゃないかなというふうに考えています。

そのときに、二地域居住で関係を持った市町というところに避難をするという方法も取れるような未来というのがあると、大都市に住まわれている方とかにも安心が得られるのではないかなというふうに考えたりもしています。

もちろん、今後取り組んで計画をつくっていく、検討していくということだとは思いますが、その辺りも一つ考えにないかなというところで、再度、答弁をいただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 そういったことも、例えば全国にというところも幅広く検討してい

たいと思います。

先ほど広島市というふうと言ったのは、具体的に考えやすいという意味があるかなとは思ったのですが、おっしゃるとおり、例えば先週のここでの議論にあったように、ふるさと住民制度というふうな、そういうのも始まるようです、そういったところとも組み合わせて、全国の方からというのも視野に入れていきたいと、ありがとうございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。

②国は地方圏居住のための環境整備の計画、先ほども言いました特定居住支援計画自体を官民連携で作る協議会、特定居住促進協議会も設立可能として、二地域居住支援活動を行うNPO法人や民間企業を特定居住支援法人に指定することもできるとしています。

これにより、空き家情報や仕事情報、イベント情報などを提供する事業のハードルを下げることができるとされています。

現在、計画のほう、未作成ということではあったのですが、指定基準が既にあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在のところ、特定居住支援法人の指定基準は設けておりません。

先ほども申し上げた二地域居住の促進に関する計画を策定することになったときに、併せて指定基準を設けることになるかと理解をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 自分が第1回定例会でもちょっと質問させてもらった中にあった空き家等の管理活用法人も含めてなのですが、行政以外のNPO法人や民間企業と連携して進めていくというところのメリットに、幅広く事業、この事業計画を展開できるという良さもあると思いますし、行政の負担も軽くなるのではないかなというふうに考えています。

そういった意味でも、この計画が進む中で、支援法人の指定基準等の策定もスピーディーに行っていただければと考えます。

次の質問に移ります。

③関連して、市に対する民間提案制度が6月から開始となっています。市の公有財産を対象に提案を求めるものとなっておりますが、その審査基準について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 お答えいたします。
現在、公共施設への公共サービスの向上や効率化、施設の利活用につながる提案を募集をしているところです。
審査については、副市長を委員長として関係部長で構成された審査委員会により、独自性、効果性、公益性、実現性の4つの観点から審査を行います。
採択基準を満たす提案が複数重なる場合は、原則、市として最も有益と思われる提案を採択することとしております。
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 先ほどの答弁に複数の事業というふうにありましたけども、これは同じ内容の事業があった場合に一つを採択するということなのか、公有財産がかぶったときに一つに絞るという位置づけなのか、教えていただければと思います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 同じ提案がかぶったときに複数とすることもございますし、施設についても、同じ施設でありましたら、その中身を確認いたしまして、同じような提案でしたら、その2つを一つに絞っていくというふうな形となります。
- 石飛議長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 となると、民間提案制度で、この事業がしたいというふうに事業者さんのほうからあった場合に、今現在、その公有財産の公表の仕方として、公共施設の適正化の計画の資料を御参照くださいというふうにホームページのほうで見ることができるのですが、事業と、その対象とする施設というところが情報が少し少なく、どうしても事業、こういう事業がしたいということになったときに、その担当課と話をし、施設を提案してもらって、協議するというふうな立てつけなのじゃないかなというふうに理解しているんですけども、この民間提案制度自体は、全国から応募を募っているような位置づけだと思うんですけども、公有財産が何があるかとか、どのような施設なのかというところが少し不透明なのじゃないかなというふうに感じるんですけども、その辺りはどのように対応されるか教えていただければと思います。
- 石飛議長 新谷総務部長。
- 新谷総務部長 対象施設が不透明ということで、議員おっしゃられるように、どこの施設があるのかとかいうこと自体も、ホームページからで検索をしていただくようになります。
そこについては、こちらのほうもできるだけ多くの提案をしていただ

きたいと考えておりますので、協議の時間を持つようにしております。
協議の時間を6月2日から、約2か月ぐらいですけれども、提案者の方とか、それから質問していただく方について、原課、それから財産管理課が窓口になって協議をいたしますので、そのときに解決ができればと思っております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 協議の時間を取るということで丁寧な対応ができればと考えます。

先ほども申しましたように、全国から応募してもらいたい制度になるかなというふうに考えるのですけれども、どのように発信をされるか、お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 発信につきましては、市長が定例記者会見のほうで発信をしました。

それを皮切りにホームページで掲載をさせていただいております。

今後、SNS等も使って情報発信をしていけばと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 この制度自体はとても自分も魅力的だと考えておりますし、自分自身もできる限り発信して、いろんな事業、制度案、民間提案という形で促していければなというふうに考えています。

この二地域居住の計画だったりとか、今後の民間提案制度も含めてにはなるのですけれども、安芸高田市として、自発的で、かつユニークな方針の打ち出しというのが必要なのではないかなというふうに考えております。

その際、行政、職員の方々のスピード感も大事だと思うんですけれども、その政策の道しるべを示す、ここにおられる執行部の方々のリーダーの姿勢というのが重要なのではないかなというふうに考えておまして、最後に、この執行部の組織に期待することというところを市長にお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 組織の体制ですけれども、政策統括監を創設したというところもありますし、そういったところの発信、あるいは、いろんな媒体を通じて、この思いをしっかりと伝えていくという方法で、統括監の方もしっかりと、室で3人体制で、今、企業とか、いろんなところへもアプローチをしてくれていますので、必ずや成果が出てくるように思っております。

この公共施設の民間提案制度のほうも、応募が上がってくるようにも伺っておりますので、しっかりと、その辺、実績を積み上げて展開をしていきたいなと思っております。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 以上で、私の一般質問を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で佐々木議員の質問を終わります。
続いて、通告がありますので、発言を許します。
14番 金行議員。
- 金 行 議 員 14番、金行哲昭です。
私も、以前、議会に出る前は二拠点居住をしておりました、一応報告しておきます。
通告どおり、大枠4点質問させていただきます。
まず、「市民参加支援について」「今年度の主要事業について」「公共施設廃止スケジュールについて」市長にお聞きします。4点目に「生涯学習について」教育長にお伺いします。
まず、市民参加の市政についてお聞きします。
市長は施政方針等々、常々、次世代にいろいろな財政のことで、残さないことで、財政改革をやらねばいけないということを言っておられました。人口減少や高齢化の進むなどの対話からの前進、5つのあったかビジョン、「対話による改革」「暮らしやすい“あったかい”まちづくり」「すくすく子育てとまなび」「ぬくもりのふくしとシニアの底力」5つ目に「がんばる産業は まちの原動力」という5つのあったかビジョンです。その公約の下に市政の推進を図ってこられております。
また、この4月には市長の下で新しい予算も出され、我々も賛成をしております。
金曜日の一般質問の中にも、食育の推進教育、道徳の教育、災害、農業、学校、今日もですが、学校関係人口等々の質問も適切に答弁されております。
その中で、いろいろの思いの中で、もう市長も出られまして、今年の3月には市長の今年度の予算もやっておられますが、もう1年足らずですが、今までの思い、今からの思いをどう反映していかれるのか、まずお聞きします。
- 石 飛 議 長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 先ほどの金行議員の御質問にお答えをいたします。
7月で就任1年になりますけども、基本、対話からの前進ということで取り組んでおります。
その具現化として対話集会というものを開催をしてみました。対話集会を開始して、最初のテーマが皆様御存じのように中学校統合という問題をテーマにさせていただきました。
地域の方や現役の中学生、あるいは市PTA連合会の役員の皆様のそ

それぞれの思いをお聞きし、皆様からの御意見を踏まえた上で、現在、市内6中学校を1中学校に統合するという方針を出したところでございます。

今後も対話の機会を活用して、市民の皆様の声を幅広くお聞きし、市民の皆様と共にまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今、市長はいろいろなことでやってまいりますということを答弁されましたが、当然やってもらわなくてはいけないし、我々も協力して前進しなきゃいけないと思うのですが、市長、この分にしても、今度、第3次総合計画がございまして。

その中に、やはり市長がこれをしよう、これを将来に向かってしようという、その思いは絶対出てくると思いますよ。

その中で藤本市長の思いが出てくるのですが、その点どう考えておられますか、1点お聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 この総合計画あるいは実施計画については、私のマニフェスト、5つのビジョン等を中心に構成をされているようになっておりますので、しっかりとその辺は前に進めるための羅針盤になりますので、市のそういったところでまとめ上げていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 総合計画、年々、市長が今回変わられまして、今回の市長で、市長のままの将来に向かっての財政の厳しい世の中の頭、あれもする、これもするでもいけんし、あれは消していかんやいけん、これはしていかんやいけん中で、総合計画もやってくさると思います。

2番目の質問に行きます。

その中で、今年主要事業において、市町ごとの相談体制の準備、地域運営の組織というものに力を入れ、行政からの地域支援のことで、特に地域のネットワークや、地域おこし隊との協力が必要だと思っておりますよ。集落支援設置によって、当初は私の記憶では、もう5月ぐらいからスタートされるんじゃないかという記憶ですが、いろいろ、これは募集によって面接してということで遅れとると思うのですが、今の進捗状況はどうなのでしょう、お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

集落支援については、現在のところ、2名、2町において採用が決定を

しております。

6月から八千代町、そして7月から甲田町に配置が決定しております。それ以外の3町については、集落支援員の地域における活動内容について先行して配置する2町、八千代と甲田の状況を見ながら、再度、調整し、改めて募集をしていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 我々の理解では、市長、同時に、何か月、何週間のずれはあるが、同時にスタートすると理解しとったのですが、それを各町においても、非常にこのアイデアで考えた集落支援員の配置というのは、今の振興会、高齢化に向けての担い手、いろいろなことで非常に地域の方も希望とあれを持っておられたのですが、これはなぜ2町が決まって、あとの3町は決まらないのか、やる気がないなんて言っちゃいけません、そういうことも言いたくなるように、それはどういう状態なんですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、当初の思惑では5町一遍にスタートしたかったのですが、地域を回らせてもらって、集落支援員の説明等々していく中で、なかなか人選が思うように進んでないというのが現状です。

その中で御理解いただいた八千代町、甲田町からは2名の方が立候補というか手を挙げていただいたので、そちらのほうを先行して決めさせてもらい、あとの3町については、そのままにしとくというのではなくて、引き続き同時進行で進めていくようにしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 同時進行してやっていくということですから、これは人材の、言葉は悪いですが、何でもいからやってくれというものではないということやね。

それも血税がかかっている税金で雇っていくんですから、そういう気持ちも分かるのですが、なるべく、そのように早くやって、恐らく八千代町にしても、甲田町にしても、そういう人材が決まっているのですが、恐らくいい結果を出してくれて進むと思いますので、早急に進めていただくように申し上げておきます。

2の(2)番目の質問に行きます。

保育施設の統合の進捗状況でございますが、これは補正の分でかなり同僚議員も詰めてくれましたし、このことは、我が市、吉田ではなく、安芸高田市全体の注目をしているところでございます。

同じことの繰り返しかも知れませんが、この点はちょっともう一度、

それ以外のことがあれば進捗状況をお聞かせください。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

先日の予算決算常任委員会でも申し上げましたけども、現在、不動産の鑑定業務が完了し、用地取得に係る測量を実施しているところです。

今後、用地取得の詳細が確定しますと、財産取得の議会承認を求めていきますので、それが承認が得られた後、用地を取得し、設立法人の公募、造成設計業務の発注を行ってまいります。

用地造成の設計に当たっては、公募によって選定した運営法人と、園舎や園庭等のレイアウトについても協議を行いながら設計を進めていく必要があると考えております。

民設民営とすることで特色のある保育の実現が期待できます。設計の段階から運営法人の意向を反映して、市の思いもしっかりと伝えさせてもらいながら、より魅力のある園となるよう協議を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員

これは、本当、我議員、皆注目を、いろいろな場所問題等々ございまして、これは市長、作ればいいもんじゃないですね。

やはり、次の世代、次のことも考えながらいうこともある。だから、副市長があのかき答弁されたときに、いろいろな問題、段階を踏んで、その段階の中で前へ進めていくということですが、市長の思いですが、これはある程度、3回も4回も階段を上ったような立派な保育施設というのですかね、統合の施設をいうことを望んでるのですが、市長も同じ気持ちだと思うんですが、そこらの考えがあれば、ちょっとお聞かせください。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

安芸高田市には、認定こども園が既に何か所かあります。

それで、今回の吉田については注目されとる認定こども園ということであれなんですけど、どこも同じような思いで運営をしておりますので、ただ、この認定こども園、今回整備する認定こども園については、場所が、後ろが相合の、ああいう自然豊かなところになるということで、そういった五感で保育できるような施設とか、そういったしっかりした特色のある認定こども園にできるように、応募していただく法人等はしっかりと市の思いを共有し、特色ある認定こども園として開園できるようにしたいなと思っております。

当初では2029年開園でしたけども、それも、もう少し前倒しできるぐ

らの勢いで今準備を進めておりますので、一日も早く安全な保育施設で認定こども園が開園できるように、スタッフ一同一丸となって前に進めていこうと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 これは本当、一番住民が懸念されているのは、危ないんですよね、何かがあれば。あつた後じゃ遅いということで、市長もいろいろ考えてくださいまして決めてくれると思うのだが、なるべく前倒し、手を抜くとか、ああいうんじゃないです。早くするということは、やっぱり、安全のところから子どもたちは、そのときは、一応、農協じゃいうことで一応ございますが、安全に子どもたちがすすく安芸高田市に住んでよかったなという、皆さんが思われるということで、なるべく早く仕上がるように、我々も皆聞くことは聞いて、これで大丈夫だと言いましたら、もう賛成もしますから、その後は着実に進んでもらうように申し伝えてときます。

それでは、3番目の質問に行きます。

これがまた大変ですね、公共施設の廃止スケジュールです。

これは昨年で見直しがございました、いろいろ見直しがあつて、これも着実に進んでいかねばいけない、やらなくてはいいもので、ずるずるずるずるきて、20年危機ということで、私も前の市長からの4%しかいってないのじゃないかということもあつて、そのときの議員は誰だったか言うたら、私も一番古くでございましたから痛感はしとるんですけど、これは、市長、決まっているのは、ある程度着実に進んでいくのですか。

継続的なまちづくりを毎年検討していく、その先のこの1年はこれ進んだ、このときはこれ進んだというものを確実にしていく必要があると思うんですよ。

それをしなくちゃ、まあ、いいやと、これはこうだと、じゃあ、要るものを早く、早くせえというんじゃないですよ。要るものは絶対要つて、市長が言っておられる5つの話合い、5つのあつたかいまちづくりですから、それも含めて、だから住民は残してくれということがあると思います。

私、議員のところでもそういうことはありますが、これはもう廃止しないといけんのはもう腹に決めてやっていかんやあ、全然、やはりパーセンテージが進んでいかんと思いますが、これは毎年ずつ、毎年でも半年でもいいでしょう、点検いうんですか、チェックするし、点検する必要があると思いますが、その点どう思われますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市がまちづくりを進めていく上で、公共施設等、総合管理計画で掲げている公共施設の総量縮減目標への着実な実行、達成に向けた進行管理の役割として、この公共施設廃止スケジュールは必要だと思っております。

目標達成に向けた推進を図るため、公共施設廃止スケジュールは、進行状況に応じ、原則として毎年見直しを行うこととしております。

この見直しに当たっては、地域の皆様とか、あるいは施設利用者の方々など、多様な関係者の皆様との協議を丁寧に行い、その結果を反映させていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 これは、市長、丁寧な説明、それはもう必要なんですよ。丁寧な説明の中に説得と納得、地域の方はそれを残しとってほしいんですよ、あんまり利用がなくても。

そこを説得、納得は必要になる。だから、半年に一遍、1年に一遍は着実にやっていく必要はあると思いますので、その点、その気持ちを最後、この部分に関しての最後、ちょっとお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 この廃止スケジュールが目標ですので、それを着実に進めるために丁寧な説明、そして納得してもらって前へ進めるということなんで、これは施設を残すための説明という意味ではございません。

しっかりと、この目標に従って進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 金行議員。

○金 行 議 員 はい、納得しました。

それでは4番目、教育長にお聞きします。

教育長、新教育長、御苦労です。市民が健康で生き生きと生活するためには生涯教育が必要と考えます。

教育長に当たって、人口減少、高齢化の中、生涯教育って広うございます。その中での、今度、猪掛教育長は、市でもいろいろなセクションにも就かれましたし、部長も経験されて、幅広い認識は持っていらっしゃると思うのですが、教育長になられての思い、教育長の方針、思いをちょっとお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 先ほどの答弁の中でも触れましたが、生涯学習の充実というのは、私としても大変重要な課題の一つと捉えております。

特に人口減や高齢化が進む中においても、市民一人一人が輝き、まち

に活気を生み出すため、生涯学習が果たす役割は極めて重要であると認識をしております。

安芸高田市で暮らす人が、生涯を通じて自ら学び、充実した生活を過ごせるよう、学習機会の提供、また各種活動の活性化、また施設の充実等に取り組んでいきたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今の教育長の思いを聞きました。

教育長、今、いろいろな生涯教育へ行って学び続ける環境問題、社会教育のいろいろなこと、具体的には学習情報の支援等々必要と思いますが、今、教育関係の施設、体育館とか、そういう教育のための生涯教育のための施設の費用ですよね。これ非常に使用されるのに何か使用料が上がりすぎるということが出とるんですよ。

それをひとつ、教育のためということと、子どもたちがこれを利用しての認識とかということについて非常に懸念を持たれているのですが、この点をちょっとお聞きしたいのですが、答弁をお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 施設の使用料ということであると思いますけども、これも、いろいろこれまで協議を重ねられて現在の状態があるというふうに認識をしております。

それぞれ、また利用の形態によって減免措置の規定もあると思いますので、現在、そうは言っても、なかなか生涯学習活動というのがしっかりやっていたりするような環境づくりはしていかなければならない。

ただ、その支障となることがあれば、例えば使用料が高過ぎるとか、そういうことがあれば、その部分については、しっかり要因を分析して検討をする余地があるというふうに考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 原則は利益者負担ということもございますし、経済活動の中でやっぱり教育、生涯教育ということがございますので、そこらを配慮してやっていてもらいたいと思います。

いろいろなことがございますが、市長、教育長に今日は質問させていただきましたが、20年後の我が市、現在も今も考えなきゃいけないが、5年後、10年後、20年後も、財政は厳しくなっています。お互いに頑張っていかなきゃいけないし、我々も考えていかにやいけんのを肝に銘じて、一般質問は終わります。

○石 飛 議 長 以上で、金行議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、換気のため、13時55分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時47分 休憩

午後 1時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を解いて会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので発言を許します。
6番 南澤議員。

○南 澤 議 員 6番、南澤克彦です。
私もかつて二拠点居住をしております、先ほどの金行議員のバトンを受けて一般質問していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

まず1点目、「教育投資について」お伺ひします。

本年3月27日の総合教育会議において、中学校1校案、新設の方針が示されました。

また、3月の議会では、吉田町内の3園を統合し、新たに認定こども園を新設することが決定しています。

一方で、現在、基本構想を作成している第3次総合計画の中では、人口減少社会を背景に、定住人口を目標指標に位置づける方向で審議が進められております。

人口減対策が本市の大きな課題であります。そうした中、必要となるのは、この町に住む理由、住み続けたい理由ではないかと考えます。その理由の一つとなり得るのが教育環境の充実ではないかと考えます。

本年4月に策定された第3期学校規模適正化計画の中に、目指す学校教育の姿については言及があるのですが、まちづくりの起点、拠点として中学校統合を捉える文言はありません。

せっかく多くの税金を投入して投資を行うのであれば、このような学校があるから、それを目指して安芸高田に住もうと人口が流入してくる、あるいは、外に出ていくのではなくて、安芸高田で教育を受けさせたいと転出抑制ができるというようなまちづくりの視点が必要ではないかと考えます。

この点について、市長の考え方をお伺ひします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対して、答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの南澤議員の御質問にお答えいたします。
中学校の統合については、これから教育委員会が中心となり、ハード、ソフト、両面での魅力ある統合中学校の創設に向けて取り組んでいきます。

学校は地域コミュニティの核としての性格もあり、まちづくりの在り方と密接不可分であることも承知をしておりますが、一方で、まずは保

護者の声を重視して、地域住民の理解と協力を得ながら事業を着実に進めることに注力したいと思っております。

結果として、充実した教育環境が、定住を考える際、本市を選んでいただく大きな魅力の一つになればと考えております。

中学校を取り巻く問題は、中学校だけじゃないのですが、小学校を含めて、今、不登校の問題も大きくあります。そういった意味で、不登校に対応することも考えていかななくてはいけないと思っておりますし、昨年度の一般質問で南澤議員からもありました、いわゆる特認校ですね、そういった学校の方向も一緒に含めて、この新しい中学校を建設する上で考えていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

○南 澤 議 員 魅力あるという答弁もあった中で、今の答弁をお伺いすると、不登校という課題がある、あるいは学力について、先ほど来、同僚議員の一般質問中にもあったかと思いますが、学力に対する課題だったり、あるいは落ち着きのない授業が一部の学校で現状としてあったりすると。

そういう課題をどのように解決していくかという、その現状ベースで、これからあるべき姿を考えていくというのも一つの手法で、課題を解決していくというのも大切な考え方だと思うんですけども、これから、このまち安芸高田市がどういう姿になっていかなきゃいけないのか、それを、その基礎を築くための初等教育、中等教育がどうあるべきか、その目指すべき社会の姿、あるいは教育の姿、こういったことを考えた上で、そこに近づくための学校教育の在り方、そういったことを、現状からだけではなくて、どうあるべきか、どういう教育がよい教育と言えるのか、そういったところから議論を積み上げて、この学校があるから安芸高田の未来が明るくなるのだと、そういうような学校づくりを、この際に議論を重ねて進めていくべきではないか、この学校があるから安芸高田が元気になっていく、活力を持っていく、そういう学校統合をきっかけに、そういう教育改革も考えていくべきではないかと思うんですけど、いま一度、御答弁をお願いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、今、ゼロからのスタートになりますので、この中学校像をつくり上げる中で、委員会の中でもそういった教育像というのもしっかりと打ち出していくようになると思います。

そういった中で、各、いろんな分野の人の意見を聞きながら、当の基本計画というか、骨子をまとめていかなくちゃいけないと思っておりますので、そういった中、それはハード、こういった魅力ある校舎を作ればという部分もあったりとか、当然、教育ですのでソフトの部分、中身がしっかりとってないと、なんぼ箱物だけがよくても中身が付いていかな

いと意味のない投資になりますので、そういったところはしっかりとバランスを見ながら考えていく必要があると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 先ほど来の議論の中で、学校教育でいうと、学力のところであったり、生涯教育の中では一生涯にわたって自ら学ぶ力と、学ぶような態度ですね。そういったことが議論になっているのですけれども、その学校教育の中で語られる学力というのは、測り方としては、現状、国語だったり、算数、数学だったりの全国共通テストの結果が一つの指標になっているのですけれども、果たして自ら学ぶ力を測るのに、その指標だけでいいのかというような議論も当然あるのだろうと思います。

こういったところについては、今日はあえて触れず、教育長も新しくなったばかりですし、担当課長の方も大半が変わってしまったという状況もあるので、9月以降、どのような教育がよいと言えるのか、そういったことについては、また改めて議論の場をしたいと思いますので、今日のところはこの辺りで、次の質問に移りたいと思います。

2点目「生活支援体制整備事業について」お伺いします。

3月の一般質問では、今年度、令和7年度中に現行の生活支援員制度を見直し、介護保険法に基づく生活支援体制整備事業への移行する方針を御答弁いただきました。

現在のところの進捗状況と、今後の計画についてお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

生活支援体制整備事業の実施に向けて、現在、広島県と広島県地域包括ケア推進センターから、立ち上げに関する伴走支援を受けるよう協議を進めております。

また、社会福祉協議会とコワーキング会議を月1回開催し、事業規模及び内容等について詳細を協議してまいります。

評議団体との調整により、具体的な制度設定を行った後に地域振興会などを通じて市民の皆様への説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今、立ち上げの伴走支援をお願いして、月1回、社協と連絡を取り合って協議をしているというところなんですけれども、生活支援体制を整備していくに当たり、やはり、直接、高齢者のお困り事だったり、ニーズだったりに対応していくのは、かなり地域で担当していかないといけない部分が多いのだろうと心得ております。

そうした中で、その体制を作ろうと思えば、地域振興会を始め、各行政区だったり、そういったところに今後どうなっていくのか、どのようになっていくのかということをお早めに伝えて準備を整えていかないと、来年度というのはすぐやってくるので、今のお話を聞くと、時系列のいつ頃から地域とお話をするのかというところがちょっと見えてこないというあたりで、この辺り見通しがあればお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

先ほど答弁させていただきましたとおり、社会福祉協議会と現在協議を進めて事業の制度設計をしているところです。

これが完了しますと、どうしてもやはり集落支援員との整合性、それから足並みをそろえていく、どうしても地域課題を吸い上げていくという点では、集落支援員と生活支援体制整備の第2層のコーディネーター、ここはどうしても共存していくという形になりますので、そちらと合わせて、おおむね今年の秋ぐらいから地域に出て、ワークショップなり、地域課題の聴き取り等を行っていく方針としております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

今、答弁の中で集落支援員という言葉が出てきたと思いますが、この集落支援員というのは、今、各町に配置を計画されていて、先ほど答弁もありましたが、計画されている5町のうち2名が今決まったというような、その集落支援員という理解でよろしいのか、それとも、また別のものを考えていらっしゃるのか、ちょっと確認のため、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

集落支援員、各町に1名ずつ今配置を予定している集落支援員と、今のコーディネーター共存していくという形で考えております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員

となりますと、今、安芸高田市、旧6町合併してるうちで、5名は配備する予算計画になっていますが、吉田町については本庁があるために集落支援員を置かないという、今年度置かないという説明だったかと思いますが、吉田町についてはどのようにされる予定でしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

高下政策企画部長。

○高下企画部長

今年度は確かに5町でのスタートです。

新しい福祉の仕組みを入れていくというふうなところの話が出てまい

りましたので、来年度のところでは、吉田町についても必要なのではないかとこのように思っております。

ただ、現実的にどこに見ていただいても、その場所の問題もありますし、具体的に、実際、今、吉田町については政策企画課の担当がそういったことも、事務職的なこともやっておりますので、どのようなことをやっていただくかというのは他の支所とは少し違う役割かなというふうにも思っています。

ちょっと、その整理をした上で、吉田町の配置については考えたいなというふうに思っています。

まだ未定ということです。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 はい、分かりました。

では、吉田町については、現状、職員の方がその集落支援員の代わりをしながら、秋からぐらいをめどに、集落支援員と生活支援コーディネーターになるところと連携をしながら体制整備を続けていくという理解でよろしいでしょうか。

その点ちょっと確認のため、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 はい、そのとおりでございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 では、次の質問に移ります。

②番です。広島県内を見ると、安芸高田市は、唯一、生活支援体制整備事業を行っていない自治体であります。後進ならば後進のよさがあり、先行事例から学んで、よりよい体制を構築するべきではないかと考えます。

生活支援体制整備事業はウェブなどの資料によると、一般的に住民主体の活動を作る事業だったり、共同体をつかって住民の意見を聞く事業だったり、ボランティアの育成や集いの場をつくる事業のように語られる文脈も散見されるんですが、これらはあくまで目的ではなくて手段という認識でよいんだらうと思います。

地域にある、あらゆるものを使って課題を解決しようというのが本当の生活支援体制整備事業の趣旨であり、突き詰めて考えると、高齢者のニーズと地域資源のマッチングが本質であるというふうに理解しております。

ニーズの把握、先ほどお話の中では集落支援員がというような話もあったのですが、ニーズの把握について、この事業が介護保険の事業に基づく以上は、その起点となるのは地域包括支援センターではないかなと

いうふうに考えます。

なぜなら、まず、そこに地域包括支援センターに介護等の相談が集中する、そこに集まってくるから私もそのように考えるのですが、もし違うということであれば後ほど答弁でお願いしたいと思いますが、そう考えると、その支援が必要な対象者本人のニーズに合わせた地域資源や活動につなぐことで対象者がよりよく幸せに生活できるは、いわゆるウェルビーイングを実現していくことが、この生活支援体制整備事業ではないかというふうに考えます。

そのように考えると、生活支援コーディネーターは、現在、地域包括支援センターを請け負っている社会福祉協議会にお願いするのが合理的ではないかなと私には思えるのですけれども、その辺りの所見を伺えればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

御指摘のとおり、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターについては、安芸高田市社会福祉協議会に委託することは非常に合理的であると認識をしております。

これは長年にわたり地域におけるネットワークを築いていること、そして社会福祉士など福祉専門職が在籍しており、高齢者の生活課題に関する専門的な知識と経験が豊富であること、地域包括ケアシステムの中核として情報共有が期待でき、高齢者の多様なニーズに対して切れ目のない支援を提供できること、そしてボランティア活動の推進や住民参加型の福祉活動を長年支援しており実績があることなど、多くのメリットがあると考えます。

また、本事業の導入により実施体制の整備も必要となるため、先方の意向も踏まえて協議を継続してまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 認識が共通、共有できているということが確認できましたので、ぜひその方向で進めていただければなというふうに考えております。

では、次の質問に移ります。

③番生活支援はできないことの支援だけではなく、対象者本人の特性、特徴に合わせた高齢者の社会参加の実現が大切な視点であると考えます。地域社会の担い手不足という、もう一つの課題もあるのですが、その二つの課題をつなげる制度として、就労的活動支援コーディネーターという制度があり、現在行われているシルバー人材センターで扱うパートタイム的な一般就労ではなく、有償ボランティア領域の掘り起こしが期待できると考えます。

高齢者の生活の質の向上につながるものと考えますが、導入の考えがあるか、所見を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

高齢者の就労と労働者のマッチングについては、現在はハローワーク、あるいは先ほどありましたシルバー人材センターでも既に行っており、新たな掘り起こしによる状況はどうなるかというのがちょっと未知数なところもあります。

本市では、限られた社会資源、人材の中で、現時点においてはまず生活支援体制の構築に注力し、本事業に就労的活動支援コーディネーターを導入するか否かについては、慎重に検討する必要があると現在は考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今、慎重にというようなことで、現状あるものを使っていくというような御答弁でした。

この就労的活動支援コーディネーターというのは、協同労働による労働者協同組合なんかの仕組みのサポートもされてるといふふうに聞いています。この労働者協同組合、簡単に言えば、働く人自らが出資して組合員となり、自ら事業の運営に関わり、事業に従事するという働き方だと思うんですけども、いわゆる地域振興会だったり地域の自治組織の中で地域の困り事をボランティア、有償ボランティアという形で時給何ぼというような形で仕事を受けていたりすると、そういう組織をつくりながら、地域の困り事を自分たちで解消していく、それもしっかりと対価を払った上で、対価がやり取りされる中で続けていくというような仕組みのもので、広島市なんかで大変盛んに行われているというのは御存じかもしれません。

集落支援員で地域づくりをしていく中で、地域の課題を幾つも課題を見つけていくんだらうと思うんですけども、じゃあ実際それをどうやってその課題を解消していくのかと考えたときに、仕事のほうはリタイアしてるけどこれまで培った経験がたくさんあったり、趣味でやることが誰かの役に立ったり、あるいは居場所がないとか、なかなか集まりにも参加しづらい、特に男性の高齢者の方で居場所がない方がいらっしやったりすると思うんですけども、そうしたものを、例えば何か共通の趣味のグループをつくって、その中でお金を出し合って自らで運営していったりするということも考えられると思います。

何かというと、十分検討の余地があって研究をしていくべきではないかなというふうに考えるんですけども、その辺りについて、市長の考

え方を改めてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 現在、この就労的支援コーディネーターですかね、それを導入しているのは県内廿日市1市のみというふうに今伺っております。

そういった中で、まだ広がりは今から出てくる分野なんかなという思いもありますし、廿日市の状況がどうなのかというのをちょっと私は今のところ持ち合わせていませんので、その辺も調べながら、先ほども繰り返しになりますが、検討しないというわけではなく、慎重に既存のものも含めながら考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 まさに、就労的活動支援コーディネーターという名前では県内では廿日市の例があると思うんですけども、一方で、実は広島市はこの名前ではないんですけども、その協同労働を推進するのをいち早く取り組んでいて、広島市内でも何十か所というレベルで、地域で自ら困り事を解決していくとか、PTAが集まって子どもたちのスポーツ環境をつくっていくとか、そういったことをこの協同労働の仕組みを使って、自分たちで自分たちの目の前にある課題を解決していこうという取組が進んでいます。

これこそまさに地域の自治活動であって、こういった活動がどんどん活発になっていって、自分たちの地域の困り事は自分たちで解決していくんだと、それを行政だったり、そういったものが支えてくれると、それで何か困ったことがあっても自分たちでどうにかしてやろうぜと、そういうような心意気を育てていくために、大変有用な仕組みになるのではないかなというふうに思います。何かあったら行政何とかしてくれと、わしはどうにもできんのんじゃというような形で、人のせいにはばかりしとっても、なかなかものはよくなっていかない。何か困ったことがあったら、じゃあ、どうしたら自分たちでこの目の前の現実を変えていけるだろうかと、そういう実例をつくっていくことで、このまちがより活力に満ちてくるのではないかなというふうに考えますので、ぜひ研究してみていただきたいなと思います。

いま一度、研究してくださいという質問にさせていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 横文字の組織じゃなかったですかね。

ところで、そのことも承知はしております。内容としては、昔の振興会の立ち上げのときには自分たちのできることは自分たちでやってい

こうというような趣旨のところの現代版かなという思いもしますんで、繰り返しになりますけども、研究、検討をしっかりと、使えるものであれば、うちで実現できるものであれば、展開をする必要もあるんだろうと思います。ちょっと調べさせてください。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今、生活支援体制整備事業の枠の中、制度の枠の中で、福祉の文脈で、今、就労的活動支援コーディネーターを持ち出してるんですけども、まちづくりの文脈の中でも十分に使えるものだと思います。

前回の一般質問の中で集落支援員について、福祉でも使えるんじゃないかと、まちづくりだけでなく福祉でも使えるんじゃないかというような話をさせていただいたんですけども、両方、こういう協同労働の仕組みだったり、集落支援員だったりの仕組み、いろんな使える国の制度というのがありますので、こういったものを各地域でどういう在り方がいいのか、どうやってみんなで生活支援体制を整えていくのかっていうのを、協議して選べるような体制が後発として生活支援体制整備事業に取り組む我々は、我々として、進めていくべき道ではないかなと私考えます。

どれか一つ、これに向けてやってけじゃなくて、いろんな制度がある、こういったやり方があるというのを、地域住民の皆さんと一緒に考えていって、使える支援を使いながら、みんなでよりよい社会やあるいは高齢者の見守り体制をつくっていくという考え方が必要ではないかなというふうに思います。

選べる体制について、そういう生活支援体制整備事業を行う考えがあるかどうか、いま一度お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、後発というか後手に回ってる結果、そういった環境があれば、選べるというか、ところで市のほうが組立てができるようであれば組立てをしていきたいなという思いはしております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ぜひ研究のほうをお願いしたいと思います。

では次の質問に移ります。大枠3番、DXの推進について伺います。

第2次総合計画後期計画や、過疎地域持続的発展計画にDXの推進がうたわれていますが、現状の進捗状況をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現状ですけれども、本市で実施をしておりますDXの取組としては、市民向けのものとし役所分系のもがあります。市民向けとしては、国が進めているインターネット経由での住民行政関係の申請等を行うことができるぴったりサービスを活用した電子申請で、介護保険、子育て関係、消防関係の申請で利用できます。また、市の公式LINEでの行政関係の証明書の申請、道路等の危険箇所の通報などができるようになっております。

また、市役所向けとしては、文書、伝票等の電子決裁、会議等のペーパーレス化などに取り組んでおります。

進捗度からするとまだまだ不十分と考えており、今年度から本格的にDX推進に取り組むこととしております。今年度はまず市のDXがどうあるべきかを体系的に整理するDX推進計画を策定します。DXの推進によって抜本的に行政事務の効率化を進め、あわせて市民にとっての利便性の向上を図ることを目的としております。

現在、総務省の地域社会DX推進パッケージ事業を活用して、計画策定に必要な現状分析と、取組の方向性の検討を進めているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 取組を進めているがまだまだ余地があるということで、これから計画を立てていくということは、状況分かりました。

まだまだ余地があるというのは認識共有できてるなというふうに思いました。

では、次の質問です。

第4次職員定員適正化計画からも、当初の人口規模からも、今後、職員の減少は避けられないものと思います。一方で、担当業務の削減はあまり進んでいないというふうに見受けております。

そうした中、生成AIによる業務効率化に取り組む自治体も増えており、本市においても、人数が減っていても業務がしっかりと回るように生成AIによる業務の効率化に取り組むべきではないかなと考えまして、本市における導入の状況と今後の指針についてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在は御存じのように、全庁的な生成AIの導入は行っておりません。生成AIは他自治体の活用事例から見ても、幅広い分野で業務効率化を図ることができるツールであると捉えています。どのような生成AIをどのように導入していくかということについても、今後策定するDX推進計画の中でしっかりと検討、整理した上で推進していく考えでござい

す。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 現状ではしていないということで、これからは計画に基づいてということだったかと思えます。ぜひ進めていってほしいなというふうに思いますし、例えば議会のほうでも、個人的にですけれども、前回議会広報の中の一般質問の原稿は議事録を生成AIに読ませて、400字程度でこのような形でまとめてくださると、こういうふうをお願いしたところ、ほんの1分2分のところで適当な原稿出てきて、そこをあとは人間がチェックして、ちょっと手を入れて、もうそれで仕事が済むような状況になってますし、いろいろと会議があったときの議事録の作成だったり、そういったものにも十分使えると思えますし、そういったところはもうある程度導入も進んでるのかと思うんですけれども、いろいろ使えることがあると思えます。

そうしたのも、本当はすごくたくさん今サービスができていて、それ一々全部試しながらやっていくっていうのはなかなか効率も悪いところもあると思うので、外部の力を使って、その知見を生かして市内の、町内のですね、業務の仕分とかどんなことができるかっていうのを考えていったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺り、外部人材の活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 外部のことについても、これから計画の中でどのようなことを具体的にやっていくかという検討する中で、どうしても頼らなくてはいけない部分も出てくると思えます。先ほど、お持ちのジチタイワークスの中でもいろんな先進事例が毎月紹介されて上がってきておりますけども、そういったものも参考にしながら、我が安芸高田市にあったDX化というのを進めるのがこの推進計画で、取りあえず取りまとめてまいりますので、その辺を必要とあらば外部の力も借りて進めていく必要があると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 外部の力ということでありまして、広島県ではデジシップという制度があって、IT人材というか、そういう専門的な人材を複数の市町で共有していこうというような考え方もありますし、国のほうでは総務省が地域活性化企業人という制度をつくっております、そういう情報分野に長けた方を企業が自治体に派遣をして、その地域貢献をする活動に国の予算が使えて1人当たり年間560万でしたかね、それぐらいの予算が出

るようなものもあります。こういったものを活用して行ってほしいなどというふうに思うんですけども、その辺り、改めて答弁いただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど紹介いただきました広島県のデジシップですけども、当市も利用しておりまして、今一人人選が確定をしましたが、先方の今のお勤めの関係で、ちょっと当市へ来られるのが少し遅れるんですけども、当初より今年度は派遣をしていただくということで、広島県のほうにもお願いをしておりまして、先般確定したということで、ちょっと派遣が少し先になりますけども、そういったものを活用して推進をしてまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南 澤 議 員 外部人材の活用が進んでいるようで安心しました。

このデジシップの場合は、複数の市町で県から派遣される人材を活用して、DXの推進に努めるということだと思うんですけども、そのアイデアだったりこういうことからこういうふうにしたらこうやって効率化できるよねというような指示が来るんだと思うんですけども、実際にそれを庁内に浸透させていくのに、やはり専門人材、常駐の者が要るのではないかなというふうに思います。

そういったものを活用するのに、先ほど申し上げました国の地域活性化企業人という制度を使えるのではないかなというふうに思います。そういう人材を専門的に派遣する業者もいるやに聞いてますので、そういったところをぜひ活用していただきたいなと思います。

今、デジシップのほうは答弁いただきましたので、この地域活性化企業人について、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど紹介したデジシップの派遣の人は、安芸高田市専従で派遣になりますので、複数の市町を見るということではないということだけは御紹介をしておきます。

後半の分の仕事人でしたっけ、それは総務省のほうの資料で提案があったというのは見ておりますので、その辺ももちろん専属で派遣していただきますので、その辺との兼ね合いもあると思いますので、そこはちょっと慎重に考えたいと思いますが、取りあえずデジシップの人は安芸高田市専属でうちに入っておりますので、よろしく願います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南澤議員 専任ということで、県のほうの資料では市町共通人材というふうに書いてあったので、ちょっと私のほうでこれからそのまま質問したものであります。専任ということで安心しました。

では、次の質問に移ります。③番です。総務省の自治体DX推進計画では全庁的、横断的な推進体制とする必要があると書いてあります。

当市においては現状では企画部の政策企画課の中に担当があると思いますが、横串を刺すというか、横断的なものについては新しくできた総務部の政策統括官の中で専門チームをつくってはいかがかと思うんですけども、この辺り、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

本市でDX推進するために企画部政策企画課に人事配置を行っております。今年度、DX推進計画を策定、繰り返しになりますけども、DX推進計画を策定し、今後取り組むべき事項について明らかにするとともに、DXに取り組む体制を整備していく考えであります。

御指摘のあった専門チームや組織の在り方については、どういった体制が市にとって有効かを検討し、実行力のある組織をつくってまいりたいと思っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 ちょうどその担当課を、今総合計画のほうでも、今年度中に総合計画をつくったりする中で、大変忙しいのではないかなと、勝手に心配をしてみるところです。その辺りの人材配置については、副市長を含めて内部のほうで協議していければいいんだろうなとは思いますが、専門的にぐっと力を入れて、少ない人数でも回っていく社会を形成していく必要があると思います。

人口減少社会の問題は、いかに人口減少のスピードを減らしていくかということと同時に、少なくなった人数でいかに地域社会を回しているかというところだと思いますので、それをDXというのは強力に、あるいは生成AIですよね、後押ししてくれるものだと思いますので、特に我々のような自治体では、推進、不可欠だと思います。その辺りの市長のお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

少子高齢化になる中で、職員数がこれを人数を維持するということは大変厳しい状況です。予算の内容を見てもらっても分かりますように、人件費の部分が相当数を占めておるといふこともある中で、今後やっぱ

り少ない人数でこの行政を市政を回していくということは、当然取り組んでいくべき方向性となると思いますので、その中でやっぱりこのDX化というのは避けて通れない、絶対必要不可欠な分野だと思いますので、その辺をしっかりと組み合わせて、スムーズな移行をしていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 課題の認識を共有できたなというふうに思いますので、しっかりこれからは我々のほうもいろいろ提案をしながら、またチェックもしながら、推進していけるように努めていきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○石 飛 議 長 以上で、南澤議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

1番、益田議員。

○益 田 議 員 1番、益田一磨です。

通告に基づいて大枠5点質問させていただきます。

まず1項目め、事務事業評価シートについて質問させていただきます。

本市のホームページで、財政課のページにて行政評価が公表されておりました。平成24年度、平成25年度分については、該当ページで公表されているんですが、平成26年度以降は該当ページには掲載されておらず、現在は決算資料の中の事務事業評価シートに要綱がまとめられているというふうに認識をしております。

まず、(1)番です。様式変更した当時の狙い、目的などが分かればお伺いします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの益田議員の御質問にお答えをいたします。

様式を変更した理由については、当時行政評価のために行っていた事務の負担が、これを行うことで得られる効果と比べて重過ぎると判断したため、行政評価の目的である、いわゆるPDCAサイクルを回す必要最低限の項目に絞って、持続可能な仕組みに見直したというものです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 続いて、(2)です。過去の評価シートにあったいわゆる過去含め3年分の比較というような項目が、現在の新しくなった様式のほうではなくなっております。

これは事務事業評価というのをを行う上で、過去の課題等と比較していくことってというのは大変重要かと思うんですが、その点、市長のお考え

をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 御指摘のとおり、過去の課題等を比較することは重要だと認識をしておりますが、先ほど説明しましたように、PDCAサイクルを回すのに必要な項目に絞る過程で、過去3年分の比較スペースがなくなっています。

過去との比較をする際には、それぞれ年度の事務事業評価シートを並べて確認することで足りると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおりで、過去比較があることでメリットデメリット多数あると思います。やっぱり、作成をするに当たっての人的なコスト、時間的なコストと見合う効果が得られないというのもあるかと思うんですが、一方で過去比較があることでメリットもあるんじゃないかと。例えば予算の要求の妥当性ですとか、事業効果の持続性、成長性というのを判断する材料には、やっぱり過去比較必要かなと思うんですね。

長期的な視点で、単年度だけでは気づきにくいこういったコストの増加、成果の減少といった問題の兆候を早期に発見できる可能性あるかと思えます。

一方で、過去の数値に縛られて前年並みの予算ですとか、事業内容を意識し過ぎると、抜本的な見直し、改新的な改善進みにくくなる可能性もあるかとは思いますが、そういった懸念も評価シート作成の際にしっかりと留意しながら制作いただければ、問題とならないのではないかなと思うんですね。

これ、問題提起させていただいたのが、やっぱり令和4年度、5年度だったり、過去のものと比較してもそうなんですが、やっぱり課によっては、担当課によっては、その前年と全く同じ成果、同じ課題っていうのが例年続いていくようなものも見え隠れしまして、そういったところを改善する意味では過去比較の評価シートがあれば、一般市民の方も見てすぐ分かるというようなところで、住民がしっかり行政を監視するっていう点では重要かなと思うんですが、それを踏まえて再度、現在の事務事業評価シートに過去比較の項目、前年踏襲とは別のものでも構いませんが、何か入れていくお考えないか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、過去の比較というのは大事だと思います。それと前年踏襲になるリスクというのもあるとは思いますが、あとスペースの問題と、それと単年ごとにつくっておりますので、できたらそこ

を並べて比較してもらえればなという思いでは今のところはありますけども、そういった今状況で、思いではおります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 市長のお考えよく分かりました。

次に行きます。大枠2番でふるさと納税について質問いたします。

これ前回、令和7年第1回の3月定例会一般質問にて、自分の一般質問でふるさと納税について質問させていただきました。その中でふるさと納税のコメント、応援コメントを市長が読み上げて、感謝の気持ちを伝えるコンテンツがつかれないか、それから公式ホームページにて、ふるさと納税の寄附の状況を知らせる際に月ごとの集計以外にも、年度ごとの集計も公表されてはどうかという2点、提案をさせていただきました。

いずれも前向きな答弁をいただいて、その上で実行にも移していただけたというふう感じております。率直に申しまして、驚きました。

と同時に、一般質問させていただく意味というか意義というか、そういう前に進んでいる実感が湧いてきたというのが、いわゆる本心でございます。

とはいえ、もちろん是々非々で今後も参らせていただきたいんですが、その点を踏まえた上で伺います。

(1)番です。年度別の集計は確かにホームページ上でふるさと納税の結果を公開されるようになったんですが、最新のデータというのが令和5年度、安芸高田市のふるさと納税がピークを迎えた時期で公表は止まっているように見受けられます。御承知のとおりとは思いますが、安芸高田市のふるさと納税額は令和6年度に前年の3分の1ほどに、5年度のピーク時から3分の1ほどに減少しまして、令和に入っの総額で見てもいわゆる最低額という形にはなっております。

この令和6年度の3月分までのデータも、月ごとでは既に公表できていることから、理論上は、年度別のデータ公表にも、この6年度分の結果を入れ込むことは十分可能かなと考えるのですが、現在までに公表に至ってない理由というのがあれば、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 やると言ったことはやりますんで、御安心ください。というもまたあれなんですけども、できることは、1つずつやっていきたいと思っております。その一つがコメントの紹介というところで、実際にやらせていただいております。

そして、この質問の6年度分ですけども、現在6年度のふるさと納税の実績の公表に至ってない理由ですけども、例年6月議会で報告が終

わった後、公表する流れになっております。今回議会においては6月19日の全員協議会の報告を速やかに市のホームページに掲載し、公表する予定としております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 6月議会後、この議会が閉会後に、なるべく速やかに行っていただけるというような認識を持ちました。

次に移ります。(2)のところです。総務省の出しておりますふるさと納税に関する現況調査結果によると、全国的なふるさと納税額及び件数の推移というのが見れます。その中で全国的には、平成30年度の納税額、約5,127億円から、この令和元年度の納税額約4,875億ですね、これ微減という形で、30年度から令和元年に関しては全国的には減りまして、その後は年々右肩上がり、令和5年度には令和元年から比較すると約1兆1,176億円なんで、全国的には令和元年から令和5年度にかけて約2倍の数値を叩けたという形です。

当市で安芸高田市の年度別の状況を見ますと、平成30年度は約7,438万から、令和元年度は約2億4,588万円と、前年比でこの時点で3.3倍まで大きく膨らみました。安芸高田市は令和元年度に伸びたと。その後、全国推移とは逆に、減少、増加、減少と若干の波が続いて、同じく最後の令和5年度は約4億4,562万円、やはり2倍程度に膨らんだ現状です。

これは全国的な統計と安芸高田市との統計とでちょっと逆行する場面も見られる中で、こういったところの要因、原因について考えられる点ですとか、推察できる点があれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

ふるさと納税の寄附額の変動のうち、全国的な傾向と本市の傾向が異なっている部分について、御説明をいたします。

まず、平成30年から令和元年にかけて全国的な傾向では減少であるのに対して、本市の傾向は増加です。全国的には返礼品の調達割合を寄附額の3割以下とするなど、適切な競争を促すルールが適用された年となったため、寄附額が減少しました。

一方で、本市ではこの期間に現在でも一番人気になっております鶏肉を新たな返礼品として登録をしました。その結果、多くの皆さんに評価をしていただくことが寄附額に大きな影響を与え、大きく増加をいたしました。翌年、全国的な傾向は増加基調で推移しているのに対し、本市において減少しているのは、前年度新たに登録した鶏肉の経費率が想定よりも高くなったため、必要な寄附額の設定を上げたことにより、お得

感が低くなったと評価されたことによるものです。

次に、令和5年度において前年度と比べ寄附額が全国では13.7%増だったのに対し、本市では121.9%となりました。これは当時の市長の情報発信力のトーンにより市の認知度が大幅に向上し、多くの方に応援をいただいたことによるものと考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

益田議員。

○益田議員 令和元年、2019年度の上昇理由と、それから令和5年度の上昇理由、風が吹いたと以前答弁もありましたが、そのようなことがあったんだろうとよく分かりました。

一方で、令和2年から4年の間にちょっと注目したいんですが、全国平均で言うと令和2年度は6,725億、令和3年度は8,302億、4年度は9,654億円と右肩上がりになってます。前年比ですと2年度は、元年と比べると37.9%アップ、3年度も23.4%さらにアップ、4年度も16.2%、順調にここも右肩上がりの期間が全国的にはあるわけです。

一方、安芸高田市は令和2年度には一度下がって1億8,347万円、今年だけで25.3%下がってます。令和3年度は持ち直して、2億1,458万、それでも16.9%前年比で上がりましたが、前年下がった分には達していない状況です。令和4年度は約2億78万、また6.4パー下がったという形で、この2年3年4年のこの3年間で見ますと、安芸高田市は全国と比べて、ふるさと納税についてはちょっと遅れをとったんじゃないかなというふうに見えるんですが、元年から4年までで見れば、全国の自治体合計は約2倍まで伸びていた中で、安芸高田市は、元年から4年で見ても18.3%減ってるこの状態ですね、5年度に風吹いたのはいいんですが、この2年から4年の間の担当課においてのふるさと納税についての課題感だったり、その当時の状況などについてお伺いできればと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 2019年から2020年のところで全国的には増えているのにそこで下がった理由については、先ほど市長が答弁したとおり、鶏肉の経費率を見直さざるを得なかったというところがありました。

安芸高田市の特徴として、そのふるさと納税の返礼品として多く皆さんから注文いただいているのが鶏肉ということになります。全体の約6割が鶏肉というふうになってまして、そこに集中しているがために、その原価率といいますか、経費率を見直したということで、お得感が良くも悪くもといいますか、今回鶏肉で一発当たってという言い方もあれですが、すごく皆さんのところに届けられるようになったんですけども、そこが少し厳しいねというふうになると、一遍に下がってしまう、そう

いうふうな結果になったんだと思います。

その後、2021年、2022年と、やはりその鶏肉の一本足で立ってるだけじゃ駄目だということで、ほかの返礼品についても候補を探そうということで、いろいろと開拓に努力したんですけども、なかなかそこがうまくいっていないというふうなところだと思っております。

ここについては、市もそうですし、それから委託している事業者も引き続き、これまでもずっと努力をしているところです。

ぜひその第二、第三の鶏肉になるような、そういうものをつくっていききたいなというふうに思っています。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 いわゆる先ほど挙げられた課題のところ、まだ現在も解消に至っていないと、なので5年度に上がった部分の揺り戻しのような形で6年度かなり減ってしまってるような状況もあるんだろうと思います。

先ほどは還元率も見直さざるを得ないと、いわゆる市の仕入価格がおおむね3割以下、30%以下にならないといけないというところだと思うんですが、例えば市場価格との返礼品のいわゆる消費者側のお得度みたいなものですよね、そちらの還元率、市場価格と実際のふるさと納税の金額の還元率でいうと、先ほど一番ふるさと納税に対して出ていっているのが鶏肉だということだったんですが、還元率とか、消費者側のお得なものにフォーカスすると、何かそういった還元率が一番高い商品は何になるか、可能な限り分かればいいので、答弁お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 今回の質問の意図は、要は返礼品に対して、かかっている原価率が30%にできるだけ近いものというふうなことなのだろうと思うのですが、なかなかちょっとそれ、今これですねというのは即答ができない部分があります。鶏肉についてはどの部分がコストがかかるかといいますと、配送料になります。そこは原価率、原価30%とはまた別の外の数字になりまして、そこがやはりできるだけ新鮮なものを美味しい状態で食べていただきたいというその出荷側のこだわり、こだわっている部分がありまして、冷蔵での出荷にというふうにしていきます。冷凍であればもう少し柔軟性も出るんだと思うんですけども、やはり製品の魅力をできるだけ高められるところということで、そこはコストがかかっても致し方ない部分かなというふうに思っているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 よく分かりました。

ちなみに6月13日付けで総務省より、ふるさと納税にかかる指定制

度の適正な運用についてという通知があったかと思います。全国的に不正事案が二つあったというところで、一つ目は産地偽装に当たるようなもの、それから二つ目は返礼品の高価買取、いわゆる3割以下の基準を超えてたというところでした。産地偽装については言うに及ばないんですが、返礼割合については該当団体は返礼品として米を提供されてらっしゃったと。しかし平成30年度から奨励金というのを、ふるさと納税の返礼品出していただく米農家のみに対して、その奨励金を別途出していたそうでございます。奨励金の割合も返礼品の米の割合に応じて上がる仕組みというような形で、買取り価格の名札の付け替えのような形で、この実質返礼割合の3割を超えているルール違反だというような判断になったようです。

いわゆるこういったルールの網目をかいくぐるような事例も見られるということで、もちろん先ほどの御説明のとおり寄附額の見直しだったりを都度されているので心配はないかと思うんですが、念のため、伺いますが、安芸高田市では過去こういった事例含めて、ふるさと納税に対して疑義を持たれるようなことが一切なかったかどうか、併せて伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 総務省が定めたその基準に抵触するということはありません。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 最後に、安芸高田市の公式ホームページには、ふるさと納税のこの寄附を募る事業と実績についてというページがございます。このページはふるさと納税の寄附を募る7事業の説明と年度ごとにどのような活用されたかの発表がされてまして、いただいたふるさと納税の使用用途の公表というのは、市政の見える化において非常に重要な要素だというふうに考えております。

しかしながら、通告のこの執筆時点では、2024年6月21日の更新を最後に更新が止まってまして、内容自体は令和4年度の使用用途の公表を最後に更新されてないのが現状でございます。少なくとも令和5年度の方とかでは使用用途の公表がなされてもいいのかなと考えるんですが、公表や更新が難しい事情があれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 もしホームページに載ってないのであれば、こちらの更新漏れだと思いますので、別途確認をして、すぐに対応したいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益田議員 ぜひ更新をお願いしたいと思います。
次に行きます。大枠3番で安芸高田市デジタル住民票、いわゆるNFT
というものについて質問させていただきます。

○石飛議長 益田議員に申し上げます。
質問の途中ではございますが、おおむね1時間がたちましたので、3時
10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時56分 休憩

午後 3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
益田議員の一般質問を再開いたします。
益田議員。

○益田議員 休憩明けなので、改めて大枠3番に移ります。
安芸高田市デジタル住民票NFTというものについて質問させてい
だきます。

ここでいうデジタル住民票というのが、先ほどあったDX化とかの住
民票を取得する際のデジタル化とかDX化というものでなくて、いわゆ
るNFT、ノンファンジブリトークンというそうでございます。日本語
にすると、非代替性トークンと、日本語にしても分からんと。要するに、
替えのきかない唯一無二のデジタルデータであると、もう唯一のものな
んですっていうのを、いろんな最新の技術によって保障されているもの、
これをデジタル住民票と称して、今年の2024年4月23日から4月30
日まで1週間の期間限定で販売をされました。発行予定枚数はその当時
で3,000枚、販売金額は1枚1,000円とのことで、安芸高田市のニュー
スリリースではデジタル住民票、こういったものを発行することで、W
EB3.0型の関係人口を創出し、市民だけでなく市外の方も一緒になっ
て安芸高田市を盛り上げていただきたいという考えを発表されました。

(1)です。改めてデジタル住民票発行の狙い、これがどういうものだ
ったのかをお伺いいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 デジタル住民票の導入目的は、本市の関係人口をつくることだ
ったと思います。導入した2024年4月は前市長の情報発信等により本市
が全国から注目が集まっている時期で、新たな関係人口をつくってい
く上では一番良いタイミングだったと捉えております。

○石飛議長 答弁を終わります。
益田議員。

○益田議員 おっしゃるとおり、タイミングとしては注目が集まった時期だ
ったと思います。

(2)に移るんですが、その当時発行予定枚数が3,000枚とのことだったんですが、デジタル住民票の実際発行された枚数、これが何枚となったか、伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

おっしゃるとおり3,000万円を上限として設定をしておりましたけれども、実際に発行された枚数については1,432枚でした。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員

(3)番です。このNFT事業について、市の令和6年度の予算には計上があったか、一度伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

この事業はデジタル住民票の売上げが運営事業者に入り、その内の50%で運営事業者が発行に関する諸手続、広報事務等を行います。そして残りの50%が市の収入として入金されるという仕組みになっております。

市の歳出として計上されるものではなく、歳入のみが計上されることとなります。歳入については雑入として整理をされているため、予算上でも個別の歳入費目は設定をしておりません。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員

先ほどいわゆる発行コスト、いわゆるこのNFTを何枚売れようが初期投資というのは実際あるのか、ないということで恐らく答弁いただいたと思うんですが、収益構造として(4)、収益構造がどのような設計となっているのか、収入比率だったりそういったものの範囲を伺えればと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

デジタル住民票の販売に伴って、市に入る収入形態としては二つあります。新たに発行されたデジタル住民票の場合、購入額の50%が市の歳入となります。設定している価格は1枚1,000円ですが、応援の意味などを込めてそれ以上での額で買うこともできますし、実際に1,000円以上で購入された方もいらっしゃいます。

一度販売されたデジタル住民票が転売される場合は、転売額の10%が転売市場におけるロイヤリティとして発生します。このロイヤリティのうち70%が市に入ることとなります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 いわゆる初期、一次販売の際は50%が市の収益と、二次転売の際は収益の10%のうちさらに70パーなんで7%が市の収益になるのだろうと思います。

これ二次転売の際についてちょっと細かく聞きたいんですが、例えば1,000円の一次販売のデジタル住民票が、二次販売で1,500円で売られましたと、こういったときのその最初との差額、いわゆる1,500円から元値の1,000円を引いた500円っていうこの利益に対して、さらに7%の掛け算になるものなのか、あるいは1,500円でそもそも販売されたので1,500円の7%になるのか、この辺りちょっと細かく伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 二次販売の場合、やはりその販売額の総額に対してですので、今例で言われた分でいきますと、1,500円というふうなのが母数になります。以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 そうしますと、例えば元値が1,000円のもので販売するよりも、元値が1万円のものの方が、二次転売については収益がそっくりそのまま上がるような理解でよろしいのでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 すいません、それは元値が1万円の場合、はい。そうですね、その元値に対する割合を掛けていきますので、1万円で売れたほうが高いものが入ってくるというふうな仕組みになります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (5)に行きます。同じく市のニュースリリースでは、特典としてデジタル住民票を購入すると、二つの特典があると、安芸高田市のデジタル住民だとSNS等で公言できる保障がついているというところと、それから二つ目が、県外での神楽公演の割引優待が受けられること、この二つが特典という説明があります。

実際、この2番目の割引優待が行われた神楽の公演回数、何回あったか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 この神楽については、2024年6月8日に開催をしました広島安芸高田神楽の関西公演、一部、二部の2公演を対象といたしました。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 (6)に移ります。実際の利用者数についても伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 この割引優待を利用して神楽公演を鑑賞された方は6人となっております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 こちら6人、一応正確なところで言うと、6回使われたというふうに一応事前にお伺いをしておりまして、お二人の方は公演を1回見られて、お二人の方は前半後半の公演を2回見られたと、なんで、実際に使われたのは4人で6回使われたというのが正確なところじゃないかなと思うんですが、これ当初予定されていた関係人口の創出だとか、利用者数、想定のものとは比べてどのような結果と捉えられているか、お伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 この利用をもって関係人口がくれたというふうな評価だというふう
に捉えれば、これはかなり少ない数字だと考えます。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 おっしゃるとおりで、この2番の特典、神楽のところについては外需
の取り込み面ではそこまでだったのかなとは個人的は評価をしておりま
す。
このNFTの取組自体、1番のデジタル住民だと公言できるっていう
ところだったりとか、自治体がNFTに取り組むっていうその新しい
取組としては非常に評価するべきだとは思いますが。ちなみに先ほどの
収益のところの話もあったんですが、実際1,400名ほどの方が買われた
ということで、70万ほどはざっくりと利益が出てるかなと思うんです
が、この点についても結果に対する評価、想定どおりなのか、あるいは
もう少し収益額としては増える見込みだったのか、その辺りあれば伺い
ます。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 当初3,000枚を上限としてというふうに販売をしましたので、上限い
っぱいまで売れる、売ればいいなというふうなことは思っておりました。
ですので、想定がそこであったとすると、想定よりも少ない数字で

- あります。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 (7)に移ります。割引特典を受ける実際の流れ、システム上の仕組みについてお伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えをいたします。
当日、神楽の公演会場でスマートフォン等でデジタル住民票を提示をいただき、確認できた方に直接1,000円をキャッシュバックをいたしました。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 この1,000円のキャッシュバック自体は当初から想定してる収益の部分から出されたのか、あるいは神楽団体のほうから出資となったのか、その辺り分かれば伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 この関西の神楽公演については、商工観光課のほうで予算をしておりましたが、その中からというふうなことに、神楽、詳細の名前は今ちょっと覚えておりませんが、その実行委員会のところから、こういう方が来られたらというふうなことをお伝えをして、それでその中から払っていただいたというふうなことになってます。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 いわゆる実行委員会のほうからの負担になったということでございます。
昨年度、この発表5月以降の県外での神楽公演というのが5回あったと、県外の公演は5回と認識してます。5月11日大阪、5月18日姫路、6月8日の関西公演が先ほどの割引の対象であると。それ以降にも11月3日の京都公演と、今年に入ってですが1月26日も佐賀公演があったんじゃないかというところで、ここの11月3日や1月26日の公演については、割引優待自体がそもそも実施されてないとのことなんですけども、システム的な難しさだったり、先ほどあったような実行委員の負担になっていく部分がネックなのか、あるいは何か狙って意図的なもの、狙いがあって割引優待を行わなかったのか、その辺りあればお伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 まずはその取組の最初ということで、1回だけを決めてやってみよう

ということでやったというところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 いわゆるもう最初から年1回、初回1回のみでやろうということで決められてたということなんですが、実際特典としての書き方であれば、県外での神楽公演の割引優待が受けられると、これ1回と決めてたんであれば、それを明記するべきじゃないかとは思うんですね。実行回数が年に1回だけっていうと、個人的な感想では、少なくともその恩恵があると思って買われた方にとっては少ないのかなという気もしてしまうんですが、当事者の方が納得されてればもちろん大丈夫だとは思いますが、デジタル住民の方から、ちょっとそういった実際にクレームといいますか、特典の利用機会を増やしてほしいというような御意見などは現在には一つもなかったのでしょうか。その辺りを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 今のところは聞いておりません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 一応今まではなかったということで安心しました。

デジタル住民の専用のコミュニティとして、このデジタル住民票を購入するヘキサというシステム、会社さんのほうの、ダオ、DAOと書くんですが、この仕組みを利用されているというふうに向っています。

いわゆるデジタル住民同士が総合的にコミュニティをつくって、コミュニケーションを取れるっていうのも関係人口創出だったり、こういうNFT導入に関してのそもそもの狙いにはあったのかなと思うんですが、実際にこういったコミュニティの中で、デジタル住民の方からの御意見などの吸い上げだとか、そういったのは現状まで行われてますでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 今のところはそれができておりません。

当初、検討する中では、そういったこともできればというふうなことは考えておりましたが、なかなかその仕組みをつくっていくところができているというところでは、

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 そもそもコミュニティ内でデジタル会員同士が発言やコメントできる環境というのがつくられれば、もっと盛り上がっていくのかなとも思いますし、第二、第三なども考えていきやすいとは思いますが、やっ

ぱりNFTの発表された時期が、そもそも前年の4月末ということで、その後市のトップも変わったりなどがあり、意外とそのままいけなかったのかなという、ちょっと混乱も内部であったのかなともう勝手に邪推はしているんですが、先日の一般質問、先週、金曜日の秋田副議長だったり、浅枝議員だったり、本日も佐々木議員などから、関係人口の創出拡充について御質問があったかと思います。その中にふるさと住民登録制度というのが取り上げられたかと思います。登録することで住民税を居住地と選択した第二の故郷のような間で案分するような仕組みも議論はされているとのこと。

もちろん、これから国から具体的な方針などが上がってきてからはなるかと思うんですが、既に安芸高田市ではちょっと似たような取組でこのデジタル住民票、関係人口がつかれるところのきっかけが動き出してはいます。このデジタル住民向けのコミュニティを活発化させておけば、例えば先々において何か有利な制度が出てきたときにふるさと住民登録制度へ登録を促すような仕組み、呼びかけとかがこういったコミュニティが生きていればできたんじゃないかと思うんですが、将来的な利活用も踏まえて、こういうデジタル住民に向けてのコミュニティを今のうちから活性化させていくような、既にデジタル住民になっていただいている方に対して、改めてそういった働きかけされるようなお考えはないか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。1,432枚、今発行しておるということで、実質所有者については747名ということになっております。1人1枚でなく複数枚購入されておるということで、747の方が今所有者ということで確保、確保というか、グループができておりますので、本市のデジタル住民票を持っていることによって得られるメリットや特別感をもう少ししっかりとを出していく、演出していく検討が必要であるとは考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 改めて(8)に移ります。現時点では先ほどお伝えしたようにNFTのその後の積極的な利活用というのはあまり見られない、表に出てないと感じております。ある種ではほったらかしのような印象を受けてしまうんですが、今後、安芸高田市デジタル住民票について市のほうからアクションを起こされる考えがあるか、特にいわゆる去年発行した第一弾のものについては、これから制度を変えるとかいうのは大変難しいものだと思うんですが、いわゆる第二弾、第三弾というような形で、価格の見直し、内容の見直しされた上でアクション起こされる考えがあるか、い

ま一度伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 御指摘のとおり、市への興味、関係を深めてもらうツールとしては十分に活用できている状況ではないと思っております。先ほども申しましたけども、本市のデジタル住民票を持っていただけていることの得られるメリットというものや、特別感をどのように演出していくかということを検討する必要がある、せっかくこうやって七百何人も所持していただいておりますので、有効にそこは考えていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 承知しました。

批判だけで終わるとよくないので、少し提案などもできればとは思いますが、そういったNFTの活用事例を他市町で調べますと、他の自治体でも幾つか事例というのが見られます。新潟県長岡市の旧山古志村ではデジタル村民という形でメタバース上、仮想空間の上で交流を深めたり、その方が実際にデジタル村民という方が現地入りして雪かき体験をされるというような取組があるそうです。

北海道の芽室町では、ふるさと納税と絡めたり、来訪するたびにこの持っているNFTのイラストデータ自体がレベルアップすることによって、住民票を持っていることへのプレミア感が高まるような仕掛けだったりとか、いわゆる市に来ていただきやすい、再訪を促すような仕組みがあるとのこと。

山形県の西川町では、温泉の無料利用券を特典としたり、町長自らが参加するオンラインコミュニティなどを開くことで、うちには財政説明会などもあるかと思うんですが、1,000枚限定っていう発行限度枚数に対して、この西川町、1万3,440件応募が殺到したっていう事例があります。

我が市でも例にならうと、神楽門前湯治村ですとか、たかみや湯の森など、入浴だけでなく飲食、物販、可能な観光施設あります。湯治村であれば週末は神楽も見られると思います。こういう温泉などは例えば人が来ても来なくても、悪い言い方をすれば沸きっ放しなので、経費についてはさほど変わらないので、七、八百円の入浴料を例えば回数制限つけてもいいですが、無料にしたりしても、現地でもし浮いたお金で飲食していただいたり、ちょっとお土産を買っていただいたり、そういった意味で言えば経済効果をもたらす可能性がNFTには大いにあるんじゃないかと考えます。

先日の定例会初日にもこの湯治村の収支報告が上がってましたが、経営努力の成果が如実に表れて、しっかり湯治村全体としては黒字化され

ている状況も踏まえて、いい傾向にあるとは思いますが、こういう、前市長はちょっと否定されたかもしれませんが、NFTの特典のところで、市に直接呼び込むような仕組み、特典はつけられないか、その辺り所見をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど紹介いただいた市町、隣の山口県的美祢市も何かやっていると情報がいろいろありますので、これは入場料無料にしたとか、鍾乳洞ですかね、を無料にしたとかいう特典もあるようですので、この検討はしていく中で、おのずからもそういったもんも参考にしながら、安芸高田市でいう観光資源、湯治村とか湯の森、その辺も含めて検討はするようになるんだろうと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 あとは関係人口を深める以外のところで、例えば市に直接足を運んでいただくタイプのが観光地とかになると思うんですが、その他例えばネーミングライツなども今回市としては出されております。あれもNFTの仕組みを使ってる自治体もある中で、こういったところも再度取り組まれるような考えがあるか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 今後、特別感あるいはメリットを考えていく中で、当然そういったものも検討の一つには入れていきたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 NFTについては一旦これで最後にしたいと思うんですが、最後、例えばなんですね、安芸高田市デジタル議員なんていうのもちょっと面白いんじゃないかなと個人的に思ってます、NFTというのはそれなりの付加価値、プレミア感というのがついて初めて動き出すんじゃないかなというふうに考えております。

供託金なら 30 万とかでは言い過ぎかもしれませんが、ただ先ほど答弁にあったように初期投資、初期の値段が高いほど転売価格、二次販売の価格も上がるところじゃないかと思えます。要は、今までのデジタル住民票とは区別して、多少高めな価格設定とした上で、こういう現実起こった安芸高田市の様々な議題とか、なんなら丸々この議会に上がる議案について、デジタル議員の方でも、コミュニティ内で投票だったり御審議をいただくとか、例えば市のSNSの運用方法だったり、こういう議会中継の公開とかについても、そういったデジタル住民、デジタル

議員の方に議論いただいてもいいでしょうということなんです。

その現実の議会との乖離がもし出れば、それはそれで議論が深まるきっかけにもなり得ると思いますし、一議員としてはそういう市の直接的な市民の方ももちろんなんです、こういう特に市の愛着ですとか思いが強いデジタル議員の対話の機会とかもあれば、非常に面白い、他市町にはない唯一無二の取組できるんじゃないかなとも考えるんですが、提案ばかりで申し訳ないんですが、一度御答弁お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 たくさん御提案いただきありがとうございます。まずすぐできるかどうかを含めて、いろんな提案の中の一つということでお受け取りをしたと思います。いろんな形でこのせっきくのデジタル住民票という制度を生かすためにはどういうふうにすればいいかという一つの御提案でしょうから、そういった意味で検討、研究等はしてみる必要があるのかなという思いはしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 続いて大枠4番に移ります。たかたん等の安芸高田市関連のグッズ販売について質問をいたします。

現在、自身のユーチューブチャンネルで配信をしていたり、XなどのSNSを利用してますと、市内の方のみならず市外の方からも様々な反応をいただくというような状況でございます。その中でよくいただく御意見としては、たかたんがかわいい、たかたんをもっとPRしてほしいといった声も多数上がります。市の公式マスコットキャラクターがこのように認知をされている、市内外を問わず愛されているという現状について、まず大変うれしく思います。

加えて最近では、市長の定例記者会見等においてもたかたんをピックアップされております。既にPRに十分力を注いでいただいているというふうに認識をしております。

その中で(1)です。現在、たかたんのグッズ販売やPRにおいて、市のほうでの今後の展開予定とか目標等があれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

たかたんのグッズ販売については、道の駅三矢の里あきたかたで取扱いを行っておるのが現状です。PRですけども、あくまで安芸高田の知名度向上が目的であり、たかたんは魅力あるツールの一つとして捉えております。

販売の目標とかいうのは今のところ設定というのは、道の駅もしてな

いと思いますので、以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 続いて (2) に移ります。いただいたお声聞く限りで、市内外を問わずたかたんグッズについてはある程度一定の需要はあるものと見込んでおります。現在、市のほうで通販ですとかECサイトでのグッズ販売、こういったのは行われてますでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。市として現在、たかたんのグッズ販売については行っておりません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 市としては行ってないという答弁いただきました。

(3) に移るんですが、この一般質問の通告に伴って、自身でもいろいろとインターネット等で検索をしていく中で、WEBサイトきゃらポチッという通販サイト、ECサイトが見つかりました。これ、フェイスタオルやアクリルスタンド、キーホルダーやトートバッグなど、現在12点のたかたんグッズが販売されているとお見受けします。

この通販サイトきゃらポチッの中には、商品は市区町村の許可を得て製造販売しておりますと表記がありますが、このサイトでたかたんグッズの販売に至った経緯を伺えますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。このECサイトについては全国のご当地キャラを取り扱うグッズショップを運営されている民間の企業とお聞きをしております。

たかたんグッズの販売に至った経緯ですが、このサイトを運営する企業より市にキャラクター使用承認申請がなされ、所定の手続の後、承認をしております。その後、製造販売を行われております。このほかにも多くの企業団体よりたかたんキャラクターの使用承認申請を受け付けている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 このサイトに限らず多々そういった申請があつて、適宜適正であれば認定されているということだと思んですが、(4)です、こちらはこういったものの販売に伴って、市のほうに実際直接的に収益などは発生するのか伺います。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
このECサイトからの収益は発生をしておりません。民間独自での製造販売となっております。市としては安芸高田市の知名度向上につながる取組として判断し、許可をしているところです。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 このサイトに関しては全額民間の会社にたかたんグッズの販売における収益は全部民間の会社に行っているということなのですが、(5)です、商品の作成や販売の申込時に何か販売利益のうち数%でもいいんですが、市のほうに入ってくるような仕組みというのは、行政で作成可能でしょうか、伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
現在は安芸高田市マスコットキャラクターの利用に関する取扱いを元に許可を出している状況です。
しかし、言われるように少しでも収益となることであれば、その仕組みについては検討してみたいと思います。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 要項の改正は時間かかるかもしれませんが、場合によっては見直しも考えていただけるといような答弁だったかと思います。
(6)に移りたいんですが、このSUZURIというECサイト、通販サイトがあります。御存じの方も大変多いとは思いますが、SUZURIというのが元となる画像データを用意さえすれば、様々な様式のTシャツ、パーカー、ソックス、帽子、サンダル、スマホケース、バック、マグカップ、タンブラー、マスク、クッション、文具と本当に多岐にわたる商品、在庫を抱えず作っていただけます。
様々な商品を作成して販売してくれるサービスなんで、特に利用しやすい点としてこの受注生産となるために、販売者側、依頼する市の側にとっては在庫を抱えるリスクがないという点があるかと思えます。
先ほど話題に挙げたNFTのサービスもSUZURI内で取り扱ったりします。こういったECサイトの利活用、現在まで内部で御検討いただいた経緯などがあれば、詳細を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

- 藤本市長 お答えいたします。
これまで市が直接グッズ販売を検討したという経緯はございません。
第三セクターの道の駅が中心となり、取組をさせていただいております。
今後は前の質問にも関係しますが、市の収益、道の駅の収益、
様々な角度から検討したいと考えます。
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益田議員 このSUZURIですね、商品のカテゴリによってある程度原価
が既に決まっています。販売する際にクリエイター側、今回で言うと市が
もし依頼した場合は、この市の独自で利益を上乗せすることができる仕
組みがあります。上乗せ分は市のほうにそのまま取り分として収益が入
るような仕組みというのがあるわけです。市にとってみれば、もちろん
さっきの民間に収益が流れる形でも広報やPR優先でやりたいというも
のもあるんかとは思いますが、であれば、SUZURIというサイト
でも原価販売というのですので、取り分を少しでも上乗
せして収益化することで、たかたんという安芸高田市の資源ではありま
すから、こういったのをを使って財源確保もできるんじゃないかと思いま
す。
こういうリスクなくリターンがもし期待できる仕組みではないかなと
思うんですが、改めてこういうSUZURI、ECサイトの利用を進め
ていくお考えはないか、伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 繰り返しになりますけども、市の収益とか道の駅の収益等をいろんな
様々な角度から考えて、検討はしていきたいと思えます。
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益田議員 最後、大枠5点目に移ります。安芸高田市のユーチューブチャンネル
登録者数と利活用において伺います。
安芸高田市の公式チャンネルは、この執筆時点で18万6,000人の登
録者で、市議会のほうのチャンネル登録者数は3万4,000人ほどです。
いずれもピーク時よりも減少傾向にあります。
(1)なんですが、ピーク時からの減少率、下がり幅としては緩やかに
なっているかなと感じるんですが、その辺り、例えば月ごとの具体
的な数値で御提示いただくこと可能でしょうか、伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。

御指摘のようにピーク時からの減少は御指摘のとおりです。具体的な数字については、市議会ユーチューブチャンネルの数字も含め、担当部長のほうから答弁をさせます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 市公式ユーチューブチャンネルにおける登録者のピークは、2024年7月の26万7,470人です。翌月からピークアウトし、8月22万9,416人、9月21万9,614人、10月21万3,377人、11月20万8,581人、12月20万3,921人、2025年1月20万154人、2月19万6,617人、3月19万3,530人、4月19万255人、5月18万8,015人、6月18万5,409人となっています。

またピーク時からの減少率は前月比で2024年8月、マイナス14.23%、9月マイナス4.27%、10月マイナス2.84%、11月マイナス2.25%、12月マイナス2.23%、2025年1月マイナス1.85%、2月マイナス1.77%、3月マイナス1.57%、4月マイナス1.69%、5月マイナス1.18%、6月マイナス1.39%であり、ピーク時から2025年6月までの減少率は、マイナス30.68%です。

市議会ユーチューブチャンネルにおける登録者のピークは2024年5月の4万5,329人です。翌月からピークアウトし、6月4万4,675人、7月4万3,741人、8月4万831人、9月3万9,907人、10月3万8,802人、11月3万8,073人、12月3万7,458人、2025年1月、3万6,792人、2月3万6,265人、3月3万5,769人、4月3万5,073人、5月3万4,714人、6月3万4,342人となっています。またピーク時からの減少率は前月比で2024年6月マイナス1.44%、7月マイナス2.09%、8月マイナス6.65%、9月マイナス2.26%、10月マイナス2.77%、11月マイナス1.88%、12月マイナス1.62%、2025年1月マイナス1.78%、2月マイナス1.43%、3月マイナス1.37%、4月マイナス1.95%、5月マイナス1.02%、6月マイナス1.07%であり、ピーク時から2025年6月までの減少率はマイナス24.24%です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 丁寧に答弁いただきありがとうございます。2番なんですけど、(2)で本日の質問内容を踏まえて、改めて今後の市公式ユーチューブの利活用について、市長の所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

メディアミックスによる相乗効果で利用者の増加を図ることが不可欠であると考えております。現在は文字では伝わりにくい情報も映像を通じて視覚的に伝えることができる動画コンテンツを活用した市の広報誌

との連携を検討しています。

またユーチューブの動画コンテンツの多様化も肝要であると考えており、市長の密着動画などを通して、市政への理解と親しみを持っていただくような企画も計画しているところです。

引き続き、市の魅力を発信するツールとして、積極的に活用していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 例えば先ほどのSUZURIというサービス、他の通販サイトにな
い特徴でユーチューブアカウントと連携ができたりします。市の公式チ
ャンネル、まだ18.6万人登録者数があるので、他の自治体と比べてもま
だ十分な資源であるユーチューブと連携することで販売促進にもつなが
りやすいとかいうのも考えられるはずです。

こういったリンクの機能を生かして、例えば市長から執行部から商品
化してほしい商品のアイデアをユーチューブで広く募集するですか、
先ほど提案したNFTのアイデア、市内外を問わず多くの方にアンケー
トを取るなど合わせ技で連携してユーチューブを活用することでも、
様々な相乗効果を生み出せるのではないかと思います。

毎度毎度恐縮ではございますが、そういったコンテンツの発信ととも
にやはり双方向での意見交換というのができるように、一部の動画だけ
でもユーチューブのコメント欄開放ですか切り抜きの許容などできな
いものか、しつこいようですが再度伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 引き続き、検討してまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 この定例会中も含めよく耳にするのが、議会のユーチューブ、アー
カイブ上がるのが遅いよという意見です。今まで有志といいますか生配
信されてるチャンネルもあって、早く見られたい方はそちら見られてた
かもしれませんが、その方も配信を卒業されて、現在リアタイでの視聴
はちょっと1週間、2週間、情報が遮断されると。これあくまで市の、議
会のほうのユーチューブの裁量は議会にあると分かった上であえて聞く
んですが、いやいや、このままでええんじゃというお考えなのか、個人
的なものでいいです。あるいは。

○石 飛 議 長 益田議員に申し上げます。質問の途中ではありますが、質問の制限時間
となりましたので、以上をもって質問は終了させていただきます。

○益 田 議 員 これで、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため、4時まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時48分 休憩

午後 4時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので発言を許します。

12番 熊高議員。

○熊高昌三議員 いよいよ最後になりましたけども、皆さんお疲れの顔ですね。もう少しお付き合いいただきたいと思います。益田議員のように、私舌が1枚しかないんで、あんなスピード感持ってしゃべれませんが、頑張っ
てしゃべりますんで、よろしく願います。

私の今回もかなり数が多いんですけど、6点、質問を出しております。
順次質問してまいりたいと思います。

まず1番、防災についてということで、防災についていろいろ他の議員さんもおっしゃってましたが、少し私の視点が違うというのは読み解いていただけたかどうか分かりませんが、読み解いてなかったら、面白いやり取りになるかなと思って、質問したいと思います。

広報あきたかた6月号に防災特集がありましたが、南海トラフ地震防災対策推進地域の自治体として、本市も上がっておりました。その上で以下についてお伺いします。

南海トラフ地震の影響について、多くの情報が発信されていますが、安芸高田市での想定をどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対して、答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 熊高昌三議員の御質問にお答えいたします。

南海トラフ地震についてはいろんな情報が出ております。本によると、7月二十何日に来るんじゃないかというような話もあつたりしますけども、現時点で安芸高田市が想定をどのように考えているかですけども、南海トラフ地震が発生した場合の本市の被害は、広島県地震被害想定調査報告書では、最大震度が6弱で建物被害が全壊179棟、半壊899棟、負傷者79人と想定をされています。

発災した当日から一日後にかけて避難者は253人、発災直後の断水人口は9,335人と想定をされております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 私が聞いているのは、7月5日4時18分というふうに聞いておりますので、

夕方ですよ。いろいろ情報ありますけども、そういう情報の中でこの南海トラフ地震の防災対策推進地域としての自治体というふうにやるというのを、私はいろいろ調べて気がついたんですが、この地域に本市が上がっているということをもう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

○石 飛 議 長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 本市がこの地域に指定されているのは、震度6弱の想定がされている箇所があるからです。津波は想定はされていません。

ですので、沿岸地域については津波がありますので、この地域に指定されますけれども、安芸高田市は震度6弱の地域があるので、この地域に指定されています。

その震度6弱というのは、ざっくりですけれども、向原町の戸島から甲田町の上小原、下小原の辺り、県道37号線沿いの地域がその6弱が想定をされています。ですので、この推進地域に指定がされているということでございます。

以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 少し聞いた中ではやはり芸備線沿線という今おっしゃったような形で、向原から甲田ということなんですが、あれやっぱり地盤として弱いからそういう状況になっておるといことなんですか。その辺まで分かりますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 その理由についてはまでは分からないのが実情です。

ちなみに、安佐北区には震度6弱がないんですね。安芸高田市よりも南ですけども、というところからすると、恐らく、揺れやすい何らかの地質的な構造があるのではないかという、これは推察でしかないですけども、そのように思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 その地域に対しての啓発というんですかね、そういうものはやっておられないんだと思うんですが、今後そういった啓発活動、そういったものはするおつもりがありますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 その地域に特化しての啓発というものは、今のところ考えてはおりませんが、この前の広報紙にも載せましたけれども、市全体として旧耐震の建物は倒壊のおそれがありますので、その耐震性の対策などの啓発を全市的に行ってまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 ぜひそういった情報がある以上は、関係地域に周知ができるような広報、そういったものをしたほうがいいなと私は思っていますので、その辺は今後の取組を期待をしたいと思います。

2 番に入ります。先ほども管理監おっしゃったように、沿岸部での影響、特に津波も含めてあるというふうに想定されますが、そのときの安芸高田市への影響はどのように考えているか、先ほどの答えでもあったんですけども、改めてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

津波による広島市の想定浸水面積は安佐南区と安佐北区を除く 6 区で約 4,000 ヘクタールに及ぶとされています。また避難所への避難者数は発災当日から 1 日後ぐらいで 17 万人余りと想定をされています。

可能性としては安芸高田市への避難所の受入れの要請があると考えております。また沿岸側の交通麻痺が発生すれば、安芸高田市が自衛隊などの応援部隊や物資輸送の中継拠点となることも考えられております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 かなり市長おっしゃったように大変な状況が想定できるんですね。

そのときに芸備線沿いは先ほどあったように、少し被害も大きいかなということですが、広島市との防災協定というんですかね、そういったものも含めて、やはり津波等来た場合は、上根からこっちへのぼってくる可能性が想定できると思うんですね。そのときの安芸高田市の受入れ、これは広島市あるいは国等も含めて、県も当然ですが、いろんな連携が必要になってくるとは思いますが、その辺のことを想定した防災対策、避難受入れ体制というのを考えておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

災害時、発災時には、安芸高田市も少なからぬ被害を受けていますから、まずは安芸高田市民への対応に注力をしなければいけないと思っております。

その上で安全に受け入れることができる避難施設を選定して、市外から避難者を受け入れることが考えられます。

また自衛隊などの応援部隊や物資輸送の中継拠点、避難者の受入れに、

道の駅三矢の里あきたかたを中心とした地域の施設や、安芸高田消防ヘリポート、吉田運動公園などが適切な役割を担うものとして今後とも考えていきたいと思っております。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 先ほども言いましたけど、広島市との協議、そういう受入れに対しての協定といいますかね、そういったものは今のところはまだやってないんですか。あるいは国との関係も含めて、これだけ南海トラフのことが国をあげていろいろ情報発信されてるときですから、安芸高田市としても自らを守るというのは当然のことですが、同じ自治体として連携するというのを、もう既に考えておく必要があるんじゃないかなという思いでここは聞いておりますので、改めてもう一度お聞きしたいと思えます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。

○神田危機管理監 県内、広島県と県内の市町で協定を結んでおりますので、広島市とだけこの南海トラフのための協定というふうなことは今のところ考えてはなくて、県と市町との協定に基づいて、あるいは国との連携に基づいて、お互いに協力をし合うという関係にあると考えております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 先ほど市長がおっしゃった2番に対しての答えからすると、全体での協定ではくくれないような大きな動きになるのかなと私は推測して、今回も伺っておるんですね。ですから一般的な協定で乗り切れるのかどうかというのを私は非常に心配をしてるんですね。ですから、南海トラフを想定した特別な協定、特に安佐南から八千代町に向かっての避難、そういったものをどうするのかという具体的な協議をすべきだというふうには私は思うんですね。その辺は個別には協議をされてないということですか。もう一度お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。

○神田危機管理監 はい、個別に広島市と協議を行っているということはありません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 私はすべきだと思うんですね。広島県も含めて、国を挙げて今防災庁も含めていろんな形で動かしていこうというような話がずっとあるのはやはり、南海トラフ、そういったものを想定した中で、いろいろ心配をして情報を出してきてるんだと思うんですね。だからその情報に対して敏感に反応するというのは、大事だと思うんですね。ですからそこは今

後やっていくべきだと私はと思いますが、改めて再度お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 県と全体の市が協力体制を結んでいるというのは、先ほど紹介があったとおりですけども、熊高議員がおっしゃるように、隣接する市で一番交流というか動きがある町として、当然、広島市とも個別に協議をする必要があると思います。その上でバックボーンとして周辺の三次とか庄原という援護もあるという前提の上でやらんと、うちの市だけで個別にやるというのはまた難しいものも出るといいますんで、直近の隣接しているところでちょっと密に広島市と協議をしてみようかなと、今御提案を受けて考えておるところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 三矢の里の道の駅も、防災という観点でつくった経緯もありますんで、そこが中継地点になるとか、そこだけじゃ間に合わんぐらいの面積ですけども、そういった観点でそこもつくったという意見もあるんで、原発の事故のときもあそこを想定してというような話もありましたんでね、そのつくるときの議論としては、副市長はその辺御存じですよ。だからそういったことをやっぱり踏まえて、この避難ということを考える必要があると思います。

もっと言いますと、災害を利用するというふうにとられたら私困るんですけども、防災ということについては予算がつきやすいんだと思うんですよ。防災庁云々という時代ですから。であれば、八千代であれば美術館がありますよね。八千代の丘美術館、これいろいろ動きがあるかも分かりませんが、そこを避難所として防災としてお金を出せやというふうな話をしながら、まちづくりにも生かしていく。災害がなかったら一番いいわけですけども、あったときには、うちが責任持って何千人かを受けますよというような協議を広島市あるいは県、国とすべきじゃないかなという思いがして、今回のことを聞いておるんですが、その辺の受け止めをもう少し聞かせてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 熊高議員の今日の御提案で、我々今ちょっと不足していたところを御指摘いただいたんだと思います。そういった意味で八千代町あるいは向原町が隣接しますんで、そういったところを防災関連で上手く活用できることを、この今の何もない時期にこそ、考えて対応する必要があるんだろうということですので、その辺は担当課と議論しながら少し前に進めてみたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 今の市長の答弁、検討しますじゃなかったんでよかったなと思ってますんで、前向きに進みそうだなと思ってますけども、じゃあ4番に入りたいと思います。

今の関係もあるんですけども、災害関連死の審査体制の条例化が必要と考えられていないか、これは全国的にいろいろ課題があることなんですけど、この災害関連死の条例というのが、全国的にもあるところないところ、いろいろ課題が出ておりますが、安芸高田市としてどのように考えているのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市では現在安芸高田市災害弔慰金の支給に関する条例第 17 条により、支給審査委員会を条例化をしております。委員の構成は、医師、弁護士、その他市長が必要と認めるものとしており、災害関連死が疑われる場合には、その中で災害との因果関係について審査をすることとしております。なお本市ではこれまで災害関連死として弔慰金を支給した事例はありません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 そうなんです、弔慰金の部分はあるんです。でも弔慰金の分で対応できないことが多分起こるだろうという想定で、この災害関連死の条例化というのが全国的にも課題になっているんだと思うんですね。

特に先ほど申し上げたように、広島市といろんな協定を結んだり、広島市から避難をしてきた皆さんが、災害関連死、大体3か月以内ぐらいの災害関連死が一番多いというデータもあるようですけども、そういった長期にわたったときに、この条例とかがないという課題、問題が出てくる可能性があるんで、これはぜひ弔慰金支給規定ですかね、そうじゃなしに、この災害関連死という条例をつくるべきだというふうに私は思いますが、再度お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 現在は災害弔慰金の中の審査会で、支給審査会で対応するという事になっておりますけども、もうその災害関連死が別途にいるかどうかいうのをもう少しちょっと具体的に調べてみてですね、その熊高議員のおっしゃるような個別な条例化が必要と判断すれば、制定するように持っていきたいと思っておりますけど、もう少しこの研究する時間をいただければ

と思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 あんまり研究する時間はないと思いますんで、早くやってください。
では、次に行きます。2番の政策の実行力についてお伺いします。
市長就任以後1年に近づいておりますが、政策の企画力、実行性についてお伺いしたいと思います。まず①政策の企画力と実行性について、現状の評価を伺うということですが、これは教育長にも向けておりますよね、だから市長、教育長それぞれ分野が違いますので、お願いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 来月の7月7日で就任1年を迎えます。市の置かれている状況は熊高議員も御存じのとおり、様々な課題が山積しております。

企画力と実効性という問いでありますけども、職員と一緒に、前例踏襲でなく、まさに熊高議員の選挙中のキャッチコピーであった継続と改善を実行をしているところです。

石丸前市長の施策で追随している点もありますし、まさにその部分についてはまさに継続が必要の事業だろうという判断で続けておりますし、また認定こども園あるいは中学校統合問題、前に進めております。

またJ A厚生連の吉田総合病院に対する地域医療体制の対応、あとインフラ施設の維持修繕等、引き続き限られた財源の中で持続可能な市政運営に当たるように努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 引き続き、猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 教育行政におきましても課題は数多くございますが、限られた予算の範囲内で最大の効果を生み出すということをするためには、事業の選択と集中が必要だと感じております。

具体的には、毎年度の予算編成におきまして、各課題に対応した政策について協議をし、事業を組み立てて実行するということ、そういう実行するということ、これを認識しております。しかしながら、特に教育に関わっては政策の効果が現れるまで時間を要する課題も多くあります。私としては、課題の設定方法なども含め、まずは現状をしっかりと把握していきたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 とりわけ政策の企画力というんですね、これまで1年近く藤本市長の政治姿勢を見てきましたが、昨日から今日もずっと、検討しますとかもう少し時間がかかりますとか、そういったことが非常に多いんですね。

だから、そういった面からすると、やはりリーダーとして方向性をしっかり示していくという企画力が必要じゃないかなと。それがあって、職員全体が動いていく、そういった見方を私はさせていただいております。

細かいこと言えば、私、4月から常会の区長をやらせていただいて、広報を配ったり、議会の広報、議会の広報今回から横書きになりましたんで、評価をしてみてくださいというような話をしながら聞いたんですが、うちの常会だけで三つぐらい不満が出てきました。一つは、県道の式敷から川根に通じる狭い道ですけど、あそこへ建設は知ってると思いますけども、枯れ木がずっと垂れとるんですね。もう2年ぐらい、1年以上前に言ってるんだけど、まだ大丈夫でしょうということだけど、日々皆さんはいつ落ちるのかなという感じで下を通るんですね。私も言ったんですが、市民の人も直接建設部の話をされたんでしょ、建設部は取組遅いですかねと言って、部がその者が言われたというのを常会の人と言ったんですよ。私は、部長なんかよく知ったんで、そんなことはないんだろうと思いますけども、それがあつたりして。

もう一つは、今日も出ましたが、9時開庁時間について、8時58分に行って9時を待って窓口へ行ったら、まだ朝礼中ですからちょっと待ってくださいと言われたらしいんですよ。何のためにと言ったらあれないんですけども、8時半から余裕を持って準備をしてやるんかというようなことができてないと、あるいは保健関係、福祉保健部で言えば、保健関係の請求書が間違っていたりとか、そういう細かいことがうちの常会だけでもそれだけ出てきたんですよ。だからそういうところがやはり安芸高田市としての組織としての動きがどうなんだろうかというふうに市民も見ておるといふことだと思ふんですよ。私も当然そんなふうに見ておりますので、その辺のことをトップとしてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 3点ほど今御指摘をいただきましたけれども、県道については速やかに対応するようにしなくてはいけない、組織ではないといけないんですけどできてないということと、9時になったんでまだ朝礼をしておるからというのは、これはちょっと初めて聞いた案件ですけども、この辺はしっかりと職員のほうへ徹底をしていきたいと思ひます。

請求書の誤配布という感じですかね、要するに本人宛てでないものが来たということでしょう。これは私のほうにも報告が上がってきた案件だと思ひます。こういったことがないように、やはりヒューマンエラーでやるというのが一番許されないことですので、その辺は徹底できるように職員のほうにもしっかりと指示をしていきたいと思ひます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員　これは市長部局、教育委員会も同じ視点が必要だろうと思うんで、石丸さんがやってこられた、石丸さんというよりか、浜田さんの時代からね、やってこられたのが、毛利元就公、毛利郡山城のことはもうずっと前からやってこられた、吉田町時代から、それを継続してやってる。神楽、これも浜田さんの時代に高校の神楽も含めて継続して発信してきた。それが万博にまでつながっていったということですね。

もう一つはサッカー、これも中心的にやってきた、この三本柱でいわゆる今日もあつた関係人口とか活性化をしていこうというのが大きな狙いでやってきたんですね。

これが、石丸さんのときに浜田さんの流れをある程度進化させてきたんだけど、この1年、その進化がどっちへ向いておるのかっていうのがちょっと私には見えてこないんですね。昨日もありましたが、万博へ行った神楽を今後どうするんかとか、毛利元就公の墓所もかなり荒れている、これをどうするのか。あるいは、サッカーのほうも芝生を換えたりしてよくなったという、これをどう生かしていくのか、というのがちょっとこの1年見えてきてないんですね。

その辺を教育長も含めて、もう少し深掘りをして聞いてみたいなという気がします。

○石飛議長　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長　神楽の部分については、そういう長い歴史の、取組の歴史の中で、万博の公演までこぎ着けておると、これはこのまま終わらすわけにはいかないので、引き続き関西圏へのプロモーションというのは、引き続きかけていきたいなと思っております。

今、湯治村とか安芸高田市で来られる方でも、やっぱり近畿圏の方が増えてるという数字も出てますんで、東京公演という希望もありますけども、当面は安芸高田市とすれば、関西圏へ絞ってプロモーションをかけていきたい、神楽を広めてそれを関係人口へつなげていきたいという思いでおります。

そしてサッカーについては、今度天然芝を換えるという今プロジェクトを考えておりますんで、そちらをしっかりとしていく、そしてサンフレッチェのユースあるいはアカデミーというようなものを協議をしながら、誘致をしながら、サッカーのまちとしての顔もしっかりと根づかせていくという取組をこれからもしていこうと思っております。

ただ一足飛びに結論が出ない事業ですので、このサッカーについては、これは一つ一つステップを踏んで実現をして、ああ、こういうことだったんだなということを皆さんに、いつかというか披露できる日が来ると思っておりますんで、今はその準備段階にあるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

猪掛教育長。

○猪掛教育長

今御指摘いただいた三つについては、三本柱であることは変わりないと思います。やはりこれまで安芸高田市が持っているその文化の継承、それから文化財としての魅力、そういったものをいかに社会教育、生涯学習とかいう大きな枠の中でも活用していけるかと、そういうコンテンツとして仕上げていく必要があるのかなと思います。

サッカーについても、社会体育とのつながりも大きくありますので、子どもたちへのサッカー教室、あるいは一般の方を対象とした何かそういう活用の方法、そういうことも探っていけるのではないかというふう
に可能性を感じております。

○石 飛 議 長

以上、答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員

ぜひとも新しい流れを見える化してほしいなと、それからこれまで積み上げてきたものを、今の現役の皆さんがどうしていきたいのか、市民に示す必要があると思うんですね。議会の私が分からないということは、市民にはもっと分かりにくいんだと思うんですね。そこを今日はぜひとも受け止めてほしいということで申し上げます。

特に、昨日児玉議員が向原高校のこともおっしゃってましたけども、高校を存続するという事はかなり難しい課題ですよ、はっきり言って。その中で県立高校だという議論も昨日随分ありましたけど、藤本市長の出陣式で県会議員の先生が私が議長に言ったら何でもできるよって言いよったんで、ぜひ話しに行ってほしいなと思うんですが、県会議員は動いてないんですか。あるいは国会議員も、郵便局を全部支所として運営できるんだというようなこともお話ししておられたらしいんですけど、これは全部発信してますからね。政治家の言葉というのは冗談じゃ済まんのですよ。そういったことも含めて、やはり前向きに受け止める必要があるんだろうなという気がします。

高校についても、中学校の統合問題もありますから、複合的にやっぱり考える必要があると。三次が中高一貫の学校をつくったりとかいうのがありますし、やはり今までと違う発想で物事考えていかないと、そこでストップしてしまうと思うんですね。

そういったことが、ぜひとも政治家藤本悦志市長として、リーダーとして発揮してほしいなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長

熊高議員に申し上げますが、発言には責任を持つての質問、固有名詞は出ませんでした。人が確定できるような発言も含めて、責任を持った質問であったという認識でよろしいですか。

○熊高昌三議員

もちろん。

○石 飛 議 長

市長、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 私の選挙で応援された方の今御紹介いただきましたけど、それぞれの立場で動いてもらってるということで私は理解しておりますし、郵便局の関係がどうのこうのというのがありましたけども、それも支所機能の見直しで力を発揮してもらおうように総務省とも今連携を取っておりますので、そのうち形としてお示しができると思います。

そういった意味で、様々な点はそういった関係の方々と力を借りながら、私一人ではできませんので、確実に成果に結びつけていくために、今努力をしている途中ということで御理解いただきたいと思います。

そして吉田高校、向原高校の件ですけども、県立の高校が二つあるというのはなかなかこの規模のまちであるというのは大変なことだと思っております。しかしながら、現在そこに通っているお子様もいらっしゃることで、県立だからどうにもなりませんという切って投げるような行政としても責任は中途半端な無責任なことはできませんので、できることをしっかりとやっていくというのが私の今取るべきスタンスだろうと思っております。

そのために県議の力をお借りするとか、国の力を借りる、あるいは県教委というふうなところもしっかりと連携をしながら、方向性を出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 先ほど申し上げた複合的な視点というのを持たないと、単発で今何かできるという時代じゃないと思うんですね。

昨日から今日、各議員の皆さんがいろいろな提案も含めて話をされましたが、16人に対して20倍以上の職員もおるわけですから、そこらが1人1人がそういった視点で取り組めば、もっともっと新しいアイデア、その政策が出てくるような私は気がするんでね、それは藤本市長というリーダーのその力を引き出す役目だと思うんですよ。

たまたま昨日ですかね、フロントラインという映画を見たんですけど、ダイヤモンド・プリンセス号ですかね、コロナの出たときの映画を、実写じゃないけど、実際に基づいてつくった。ここでリーダーと現場を預かる人のやり取りというのは非常に参考になるものがあって、やはりリーダーというのはぶれないけども、柔軟性を持った対応という、現地にあったですね、現場はもう命をかけてやるんだというような状況を、映画の中で表現してましたけども、そういったやはり小さい自治体であってもそれぐらいの覚悟が必要だと、リーダーとしては、その市民の命を預かる、あるいは将来を預かるリーダーとしてはそのぐらいの覚悟が必要だというふうに私は思うんですね。

その辺を含めてもう一度、政策企画という点でリーダーシップをとっていけるというリーダーになってほしいと思うんですが、いかがでしょ

うか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど紹介した映画、そのとおりの内容内容だと思います。リーダーには孤独で最後は決断をしなくてはいけないということで、安芸高田市の方向を間違えることなく進めるために、職員の力を借りながら、議員の皆さんの力を借りながら、最終的には私が判断し間違うことない方向に進めていきたいという決意を持って、市長選にも臨んでおりますので、そういった方向で今後もやっていきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 教育長にもう一点お伺いするんですが、教育長の立場で言えば、以前、生理の貧困ということで質問したことがあるんですが、柳川さんは御存じかな、忘れた。覚えてる。そのことをなぜ今頃言うかっていったら、こないだ新聞に府中市ですかね、そういうのをやったというのが大々的に中国新聞に出てたんですよ。うちはどうなってるんかなというのをちょっと聞きたいんですけども。はい。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 生理の貧困の件に関しましては、令和5年の6月議会で熊高議員から御質問があり、教育現場の実態をどのように捉えているかということであったと思えます。

当時の教育長答弁で、機会を捉えて学校職員と協議をしてみると、実態を把握してみるという答弁であったというふうに思っております。

その後ですね、令和5年の10月になりまして、女子トイレ内にその生理用品を設置をしてくださいという依頼を各学校に通知をいたしまして、結果、その10月、あるいは遅くとも11月中には全ての学校に設置をされているという状況でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 たまたま少し前に、今置いてあるんですよというのを聞いたんですよ。だから、自分が知らなかったのかなと思って。だから府中市みたいに、うちはやってるんですよと言って、もう少しPRすべきじゃないかなと。それはいいことですから、子どもたちもよそから見ても安芸高田市ってそういうこともやってるんだということになると思うんですね。

それをなんでPRしなかったのかなという気がするんですが、その辺はされたんですか、されてないんですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

- 柳川教育次長。
- 柳川教育次長 外向けにはちょっとPRができてなかったかと思います。ただ校内では保健だよりに掲載をしたり、あるいはトイレに表示をしたいということで周知はできているかと思うんですが、外向けのことについては、ちょっと対応できてなかったかなというふうに思っております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 熊高議員。
- 熊高昌三議員 熊高が言ったただけ、ほっとけんと思ったんじゃないでしょうか。
- じゃあ、次に入ります。2番の組織や職員の体制は十分かということでお伺いしたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 組織の体制については、重点政策の推進、事務事業の効率化及び組織のスリム化等を進めております。
- 今年度より重要施策や総合調整機能を強化し、スピード感のある対応を求めるため、進めるために政策統括監を設置し、政策の実行に取り組んでいるところです。こうした体制により全職員が一丸となり、職務に当たってくれております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 引き続き、猪掛教育長。
- 猪掛教育長 教育委員会の方でも課題様々ございます。ただ現段階で私のほうで組織や職員の体制についての評価はできていません。現状の把握と合わせて見極めていきたいというふうに思っております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 熊高議員。
- 熊高昌三議員 藤本市長には先ほども言いましたが、もっとスピード感を持ってほしいということで、検討しますということじゃなしに、ずっと議場で職員の皆さんの顔を見よったんですけど、今パソコンみんな見るんでね、表情があんまりよく分らんのですけども、何となく何を考えてるのか分からんという、私の個人的な見方ですよ、市長何を言うんだろうか、何か言ったら自分のほうできちっとせなきゃなという、そういう緊張感が私には見えなかったんですよ。ということはやっぱりリーダーの一挙手一投足ですかね、それを見て職員が動くという雰囲気は私には感じられないということなんで、そこらを今後リーダーとして高めていっていただきたいなという気がしておりますので、改めてもう一度確認したいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。

- 藤本市長 職員がどのような気持ちでこの場に座ってくれてるかというのは、私も察しかねますけども、私の言うことを聞きながら、しっかり支えようという思いでおってくれると私は思っております。そういった意味で一丸となって前に進めている気持ちであります。
- 以上です。
- 石飛議長 引き続き、教育長も。
熊高議員。
- 熊高昌三議員 教育長はまだ間がないんで、もう少し時間を空いてからやりましょう。じゃあ、3番に入ります。職員の実行力をどう評価していますかということで、先ほどの議論の中にもいろいろありましたが、改めてお伺いしたいと思います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 職員は、持続可能な安芸高田市のために本当に市政に対する強い思いを持って不断の努力を持って、この難局を乗り切ってくれるように、乗り越えていけるものと私は評価をしております。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
猪掛教育長。
- 猪掛教育長 私のほうでは、職員についてはそれぞれの課題の背景や取組の方向性など、常に共有し、組織的に対応するよう意識付けをしております。
良好なコミュニケーションのもと、個々の持つ能力を発揮しながら、実行力を高めてほしいと考えております。
- 石飛議長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高昌三議員 大卒の3番に入ります。ごみ処理について芸北広域きれいセンターのごみの減量化にあらゆる取組が考えられていますが、次について伺います。まず1番、生ごみの減量化の取組についてお伺いします。
- 石飛議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。
生ごみの減量化への取組としては、安芸高田市と芸北広域施設組合と共同事業として、安芸高田市で処理された竹チップを利用した生ごみリサイクルコンポストバックの講習会を開催をしております。
昨年度は夏休み親子教室などを開催したほか、大人のためのごみ見学会においても、参加者にコンポストバックの配布と使用説明を行い、生ごみ減量化への普及啓発を行いました。
今年度もコンポストバック講習会等の開催を計画しており、先月、第1回目を実施したところです。
- 以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 生ごみの減量化が必要だというのは、生ごみは水分が8割ですかね、だからその8割の量を先ほど市長がお答えいただいた竹チップ堆肥でかなり水分を飛ばしていくという形で取り組めばということで、民間の皆さんがやっておりますけども、その中でその堆肥化したものをどこにどう使うかということも課題なんで、これはいろいろ話をするのには、ごみの回収を各拠点でもらいますね、そこに出してまた回収してもらえばというようなことも一つは考えとしてはあるんですが、それはもっともっと議論する必要があると思うんですが、取りあえずは水分の8割の減量、半分40%にしてもかなりごみの減量化、あるいは水分を飛ばすための焼却燃料、あるいは炉の問題、そういったものも出てきますんで、そのことをもっともっと本格的に市が主導しながらやっていただきたいなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 その点について、今度新しく広域で、この前も繰り返しになりますけども、広域化のごみ処理施設、三次市とのやるという中で、新たなごみ処理の体系も考えていく中で、当然こういったものも加わってくると思いますんで、そういったところも合わせながら考えていきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 熊高慎二議員もおっしゃった落ち葉のことなんかも、一緒の流れなんです、基本的には。そういったところを包括的に取り組んでいただきたい。

今市長の答弁の中であったように、広域的な取組を三次市とするという形で新聞にも出ましたが、ほぼやるんだというような雰囲気が出たように私は思ったんですけど、この間、全員協で聞いたときは、これから具体的な検討するんだということですが、どのくらいまで固まってるかということと言えるのかな、今日。その辺をもう一度確認しておきたいんですけども。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 決定事項については、この前全員協議会でお示しをした内容です。新聞の記事は少し何かそういう雰囲気を取られるところもあるかなと思えますけども、内容については我々は承知しているのは、全員協議会でお話したことしか分かっておりませんし、今から事務レベルで積み上げていくように聞いております。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高昌三議員 マスコミに出ると、いろいろそれが事実というふうになりやすいので、慎重に出していただきたいなど。我々議員が知ってないような雰囲気のもう決定事項みたいな雰囲気が読み取れたので、そこまで。
- 石 飛 議 長 熊高議員に申し上げます。通告に沿った質問をお願いしたいと思います。
- 熊高昌三議員 今はごみ関係なんです。
- 石 飛 議 長 今は、広域連携の話になってますよ。
- 熊高昌三議員 だから、ごみ処理場でしょって。
- 石 飛 議 長 じゃあ、ごみ処理場の件に話をふくらます前で、ごみ処理についての質問をお願いします。
- 熊高昌三議員 市長が答えてくれたから、それに対して私が付け加えて質問してるんです。ごみ処理場のことは私が言ったわけじゃないですよ、最初に。市長が答弁した中で、ごみ処理の広域化があるというのをおっしゃったから、私がさらに付け加えて質問したんですよ。違いますか。
- 石 飛 議 長 今が3市町の話の質問されてますよね。それは、このごみ処理についてではないじゃないですか。
- 熊高昌三議員 いやいや、市長が答えられたから、それに対して付け加えて質問したんです。答弁に対して質問するというのは当たり前でしょう。
議長が言われるんならもう言いませんから。分かりました。
じゃあ、次に行きます。2 番のほうのプラスチックごみの分別と資源化についてお伺いしたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
芸北広域きれいセンターでの組成調査の結果によりますと、燃えるごみの約 45%が生ごみ、そして約 14%がプラスチック類となっており、生ごみとあわせてプラスチック類の資源化が進むことによりごみ量を半分に減少することができると思っております。
現在、プラのマークのついているプラスチック製容器包装について分別回収をしておりますけども、新しく制定されたプラスチック資源循環促進法にも対応する必要があり、現在検討している段階です。
まずは現在のプラスチック製容器包装の分別方法についての広報、芸北広域きれいセンターでの見学会を通した啓発活動を実施し、分別化を推進するとともに、ごみの減量化を図っていきたいと考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高昌三議員 6月の市の広報でしたかね、表紙にごみのプラスチックの分別をされ

てるところがあって、いやあ、そこまでまだやるんだなというのを見て、逆にもう少しごみで出す前に分別ができる方法はいっぱいあるんですね。だからその辺をもう少し児玉所長もいろいろ工夫していただけてますが、やはり市民が協力しないとできないということなんで、その辺の分別プラスチック関係だけで言えば、うまくやれば資源化できるものも随分あるんですね。あそこで分けたものを資源として売るということもされておりますけども、その辺をもう少しうまくやれば収益にもなるし、いろんな手間暇が要らないということにつながってくると思うんで、その辺のことを少し触れたかったんですよ。もう一度その辺について、お答えいただけますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、分別が細分化して細かく細かくして出せば、一番行政としても手間がなく、分別がリサイクル資源化が進むんですけど、これはおっしゃるとおり市民の皆さんの意識と御協力がないと、市が音頭を取っても、ぐちゃぐちゃにして出されるような状況では前に進みませんので、その辺はしっかりと時間、これこそ本当に時間がかかる啓発だろうと思うんですけど、していく必要はあると思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 次の4番に入ります。コンプライアンス。

○石 飛 議 長 質問の途中でございますが、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、延長したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、会議時間を延長いたします。
失礼いたしました、引き続き質問をお願いします。

○熊高昌三議員 もう一度言います。4番のコンプライアンス、法令遵守の条例について、令和3年度12月議会でコンプライアンス条例の提案が否決されておりますが、その後の取組と考え方について伺います。

①番、2024年7月4日更新のカスハラ基本方針が示されておりますが、コンプラ条例等の条例制定が望ましいと考えておりますが、現状について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 コンプライアンス条例の制定については、現時点でも必要性を感じております。そのため現在、前回上程した際の否決の理由を整理するよう指示をしているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

- 熊高昌三議員 その理由はまだ掌握されておられませんか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 一応上がってはきてるんですけど、もう一度その辺をしっかりと担当課と整理をする必要があるというところで、少し時間をいただいております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高昌三議員 では、次の5番に入ります。山根温子議員の名誉毀損訴訟判決について、2025年4月、石丸前市長に対する名誉毀損裁判は安芸高田市への賠償命令が確定し、市長が記者会見で対応を述べられております。
①石丸前市長に対し、市が支払った賠償金を含む 33 万円の損害請求は行われぬか、これは山本議員の答弁で聞いておりますので、もう結構です。
②番の山根温子議員の名誉回復は市としてどのように対応するのか、お伺いしたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
改めまして山根温子議員にはこの4年間、長期にわたる裁判、そして公私にわたる様々な御苦勞に対し、市として大変申し訳なく思っております。このことは記者会見あるいは全員協議会の場でも発言をさせていただくところであり、市長である私自らの発信が名誉回復につながるものと考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高昌三議員 広報等にきちっとページを割いて出すつもりはありませんか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 この求償の手续に入る、あるいはしないと、いろんな結末があると思います。そういったのが固まった時点では、何らかの形で市民の皆さんに御報告する必要はあるかと思っております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高昌三議員 何らかの形という中途半端な物言いであり、これは原因があつてここまで来たわけですから、一番最初の原因はこの議場で居眠りをしたということから始まっているわけですよ。そのときに市長が注意をしたこと

から始まって、全員協議会へ石丸市長を呼んで話をした。それが、公の、いわゆるオフレコの会がテープに録音されて、それが一人歩きをしたというふうになっております。

そういったことも含めて、原因をきちっと整理しないと、こういった課題というのはまた起きてくる可能性があります。そういったことを含めて、市の広報できちっと明らかにして、最終的に山根議員の名誉が回復できるように、そういうことを私は望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 裁判の事実に基づいてのまとめというのはする必要があるのでと思いますんで、そこは事実に基づいて正確なものを広報で発信をしたいと思いません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 最後の6番のRVパークについてお伺いします。

近年車旅の皆さんに対するRVパークやゆうゆうパークなどの需要が高まっていると考えられ、次についてお伺いします。まず1番として、安芸高田市の現状についてお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

一般社団法人日本RV協会が一定の条件を満たした施設を認定登録したRVパークについては、安芸高田市には現在ありません。ゆうゆうパークは神楽門前湯治村とたかみや湯の森が登録をされております。神楽門前湯治村とたかみや湯の森で年間100件くらいの利用があると伺っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 今市長おっしゃったように、2か所がそういう場所になっておって、遠方から来られた方がどこに泊まれたんですかと言ったら、いや車で泊まったんですよという話で、今おっしゃった2か所を活用されたんだと思います。これは関係人口いろんなもの、経済効果も含めて、関わりが出てくると思いますので、これは広めていただきたいなと思います。

だから、言うだけじゃなしに、道の駅とかそういったものがいろんな条件があるんでしょから、その辺はどんなふうにできるのかということも含めて、お伺いしたいということは②に入りますね。②のほうの今後の取組についてお伺いしたいと思いません。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

RVパークについては需要が高まっているということは認識をしております。市として、これまで市営のキャンプ場などを民間に移行するなど、施設の削減を進める中で、民間事業者の力を借りてキャンプ場の再整備などを行ってまいりました。結果、民間活力によって県内でも有数のキャンプ施設のまちとして知られております。多くの施設は指定管理や民間移行しておりますので、運営者が登録のための条件整備をしてでもメリットがあると判断し、施設改修などの相談があれば話を聞いて前に進めたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 以上で私の質問を終わります。

○藤 本 市 長 以上で、熊高議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月27日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員